

⇒ 論 説 ⇐

黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度
1842-1855年*

— アメリカ連邦準備制度の新たな嚆矢として (IV) —

大 森 拓 磨

目次

はじめに

1. 昂進と迷走

1.1 銀行制度の動揺

1.2 業績の回復

1.3 銀行制度の存否

2. 自由銀行制度の出現

2.1 制度の胎動

2.2 議論の交錯

2.3 制度の導入

3. 苦悶と混迷

3.1 自由銀行の増殖

3.2 倫理の欠如

3.3 制度混交の継続

結語

参考文献

はじめに

すでに論稿を重ね示してきたように（大森 [2006] [2008] [2009]），筆者は，黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度の盛衰をめぐる実態について，その全容の究明を長きに渡り進めてきた。なぜ古き時代における一州域内の銀行制度の相貌にこれほどまでに拘って論究するの

* 本稿は，日本学術振興会科学研究費補助金・若手研究（B）「アメリカ中央銀行制度の新源流～黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度研究」（課題番号21730249）の研究成果の一部である。

か。それは、いわゆるフリーバンキング論の有力な歴史的典拠としての可能性を批判するという問題意識のもと、中央銀行なき時代のアメリカにおいてのちの中央銀行制度の構築に繋がりうる仕組みが州・地域単位で試行錯誤しながらどう自生してきたのかをつぶさに明らかにする、との目標があるからだ。そこで本論では、当時、全米でも屈指の健全性を保ちつつ州域内の通貨・信用秩序を州単位で自発的にかつ成功裡に管理しえていたはずの黎明期インディアナの銀行制度が、なぜその管理を持続できずに右往左往してしまったのかを分析する。本論は3点で構成される。まず、未曾有の世界恐慌をくぐり抜けた1840年代、アメリカ経済の高揚とは裏腹にインディアナの銀行制度への信頼が揺らぐその内実を示す(第1章)。次に、既存の銀行制度の廃止の動きと共に新規の自由銀行制度がインディアナでどのように導入され、どう展開されたのかを述べる(第2章)。最後に、自由銀行制度が導入後すぐに迷走し、既存の銀行制度の仕組みの継承も含めた新たな銀行制度の設計が早くも検討されるなど、どのような模索のなかで新たな銀行制度への構築が再び目指されたのかを論究する(第3章)¹。

1. 昂進と迷走

1. 1 銀行制度の動揺

黎明期インディアナの銀行制度は、1837年と1839年の2度の大きな世界恐慌をうまく乗り切り、傑出したその強靱さを州域内外に顕示した。しかし1840年代に入ると、州議会で民主党が躍進し、州議会の最大勢力がウィッグ党から民主党へと移る。これに伴い、ウィッグ党の強い後援で誕生し育成されてきたこれまでの銀行制度のあり方にさまざまな疑義が示され、強靱さを誇ったその銀行制度に動揺が走り始めることとなる。

銀行制度の動揺を誘った要因として、まず支店銀行の経営危機の噴出がある。1843年に入り、The Second State Bank の一部の支店銀行において、業務停止の危機が相次いで表面化する。これは、州議会での決定に基づき1842年4月から同年12月までの8ヶ月間に渡って行われた、The Second State Bank に対する特別調査の結果の公表を受けてである²。このとき業務停止の危機に陥った支店銀行は、2行ある。第2行政区の The Lawrenceburg Branch Bank (1834年開業)と、第12行政区の The South Bend Branch Bank (1838年開業)である。特別調査の報告書によると、この2行は、3段階の評価体系のうちの2番目の評価にあたる「良質でない」と判断されていた。The South Bend Branch Bank に対しては、The Second State Bank の理事会、すなわち本店銀行の理事会が、手形割引による与信の総額を一定の限度枠内に抑えつつ債権の回収を進めるよう求めるに留めた。この結果、The South Bend Branch Bank の業務停止は回避された。他方、

¹ 本論では、人名および銀行名については原語名のまま記すものとし、地名については州や州都など著名とおぼしきものについてはカタカナで示し、そうでないものは原語で記すものとする。なお本論で登場する貨幣単位「 F_{d} 」は、すべて米ドルのことを指す。

² 特別調査の内容の詳細については、大森 [2009] pp.90 - 94を参照のこと。

The Lawrenceburg Branch Bank については、業務停止の回避には至らず迷走する。The Second State Bank の Samuel Merrill 総裁は、1843年6月11日付で各支店銀行の役員達に書簡を送っている。その書簡には、The Lawrenceburg Branch Bank の業務停止の是非をめぐり本店銀行の理事会内でも賛否両論あってまとまらない旨が示されていた³。結局1843年11月に業務停止の憂き目に遭うが、The Lawrenceburg Branch Bank の預金や融資はそのままの状態で留め置かれた。この点を根拠に、The Lawrenceburg Branch Bank は閉鎖を免れ経営改革が施されたのち業務が再開される、との観測が州域内に広まる。その観測どおり1844年2月26日、The Lawrenceburg Branch Bank は3ヶ月ぶりに業務の再開が認められた。

銀行制度の動揺を誘った別の要因として、総裁の交代がある。1843年8月に行われた州議会議員の選挙では、民主党が勝つ。この結果、州下院議会は民主党員55名・ウィッグ党員45名で、州上院議会は民主党員26名・ウィッグ党員24名で、それぞれ構成される⁴。この構成ゆえ、民主党の動向が上下両院において州議会の運営に最も影響を与えるものとなる。これに伴い、The Second State Bank の管理に最も影響力を及ぼす政党が、ウィッグ党から民主党に移る。The Second State Bank の組織内においても、中枢たる本店銀行の理事会や各支店銀行の運営理事会ではメンバーの大多数がウィッグ党員で、ウィッグ党の考え方が依然支配的ではあったが、この頃から民主党の考え方が徐々に浸み始める。つまり、本店銀行や各支店銀行の理事会の構成員のなかに民主党員が入り始める、という現象が生じてきたのである⁵。この現象はやがて The Second State Bank の総裁の交代をも惹き起こす。ウィッグ党員の Samuel Merrill 総裁は、これまで2期10年の長きに渡り奉職してきた。総裁の2期目の任期が1843-1844年の州議会の会期中に満了を迎える。これを受け、Merrill 総裁の後任について民主党内で議論が噴出する。民主党は1830年代の後半から The Second State Bank に対する批判を繰り返すようになってきた⁶。だが、民主党がその方針と矛盾してまでも民主党員から総裁を出し、The Second State Bank の管理に責任を持つべきだという意見がやがて党内に浸透する。民主党員の中から総裁にふさわしい者として、Nathan P. Palmer, Ebenezer M. Chamberlain, James Morrison, Alexander J. Burnett, James White の各氏が党内で推薦を受ける⁷。1844年1月3日に The Second State Bank の総裁選挙が行われた。投票は3回続けて行われ、3回目の投票の結果、州下院議会では民主党員で判事の James Morrison が最多得票を獲得する。州上院議会ではウィッグ党員で前総裁の Samuel Merrill が最多得票を獲得する。この結果、両院が協議し、難航の末、両院の全議員による一斉投票の実施が決まる。一斉投票は4回続けて行われる。第1回目の投票では、Samuel Merrill が James Morrison を1票差で抑えるが、10の散票が出る。結局4回目の投票で、James

³ Golembe [1955] pp.117 - 118.

⁴ Carmony [1998] p.323.

⁵ Carmony [1998] p.324.

⁶ 大森 [2009] pp.69 - 70.

⁷ Carmony [1998] p.323.

Morrison が77票, Samuel Merrill が67票, 散票が2票の結果が出る⁸。かくして民主党員の James Morrison が The Second State Bank の新総裁に決まり, Samuel Merrill 総裁は任期満了に伴う退任が決まった。州議会による民主党の勢力拡大は, The Second State Bank の本店銀行や各支店銀行の理事会のメンバー構成にも影響を与え, ついに The Second State Bank の総裁をウィッグ党員から民主党員へと交代させるに至ったのである。

翌1844-1845年会期の州議会では, 小額面券の発行権限の延長が銀行制度に纏わる論点として注目される。小額面券の発行期限は1846年1月1日までと州法で定められていたために, その延長をめぐる論議が州議会で高まったのである。各支店銀行が発券を担うかたちで, The Second State Bank は小額面券の発行を独占し, 発券益を確保していた。それゆえ The Second State Bank としては, 利益確保の主要な源泉たる小額面券の発行を続けたいとの思いがあったと考えられる。James Morrison 総裁は, The Second State Bank の特許が期限を迎えるまで最大100万ドル分の小額面券の発行を延長すべきで, もしこの延長がなければ各支店銀行の働きは萎える, との見解を示す。The Second State Bank の理事会も, James Morrison 総裁の見解に賛同の意を示した。総裁の見解に理事会が賛同したのは, 小額面券の発行の継続を世論が求めている点, 正貨との兌換が小額で済む通貨は小額面券の発行によっても駆逐されていない点, The Second State Bank の各支店銀行が発行する小額面券が, 州域外から入る怪しげな小額面券を駆逐している点, 小額面券が市民の信頼を十分に得ている点, 以上の理由からである。この法案に民主党は反対, ウィッグ党は賛成の意向にあった。小額面券の発行延長に関する法案は, ウィッグ党が優勢であった州下院議会では, 44 (ウィッグ党員44名・民主党員0名) 対24 (ウィッグ党員2名・民主党員24名) の大差で可決され, ウィッグ党と民主党とが25名ずつで議席を折半していた州上院議会では, 25 (ウィッグ党員18名・民主党員7名) 対23 (ウィッグ党員7名・民主党員16名) の僅差で可決される。ただし2つの支店銀行については, 経営に係る内部問題の未解決ゆえ, 小額面券の発行延長をめぐる認可の対象外とされた⁹。このときの「2つの支店銀行」というのは, 前掲の The Lawrenceburg Branch Bank と The South Bend Branch Bank とを指すものだったと考えられる。上述の投票結果を見ると, 投票の際に特に州上院議会で賛成に寝返った民主党員が多かった点特徴的である。

1847-1848年会期の州議会では, The Second State Bank に4つの支店銀行の新設が認められる。支店銀行の追加設置については, 民主党は反対の意を, ウィッグ党は賛成の意をそれぞれ示していた。このときの州議会の構成は, 州上院議会において民主党とウィッグ党とが同数で議席を分け合い, 州下院議会において若干ウィッグ党が優勢という状態にあった。それゆえ, 支店銀行の新設の法案がかろうじて州議会を通ったのである。だが時の Whitcomb 州知事が, 審議を尽くすことを強く求めてこの設置認可を拒否したため, 継続審議となる。また1848年には

⁸ Carmony [1998] p.323.

⁹ Carmony [1998] p.328およびp.747の脚注154を参照。

The Second State Bankの総裁選挙が行われ、1回目の投票で、現職で民主党員の James Morrison が、同じく民主党員の Daniel Mace を破り再選を果たす。票数は、州下院議会では James Morrison が53票、Daniel Mace が47票で、州上院議会では James Morrison が34票、Daniel Mace が14票、白票が1票であった¹⁰。The Second State Bank の管理における民主党の影響力が引き続きもたらされてゆく。

1848-1849年会期の州議会において、民主党がついに両院で第一党の座を占める。州下院の銀行委員会では、委員である3名の民主党議員が、4つもの支店銀行の新設は不要だと反対する。理由は2点で、1点目は、The Second State Bank に64万ドルもの増資が必要となり、160万ドル分の発券を認めてしまうことになるからである。2点目は、The Second State Bank は特許の期限が迫っているのに、4つの支店銀行の新設で負債を抱える人々をさらに増やすこととなるからである。これを受けて、州下院議会で、支店銀行の新設を1851年末までに行う旨を追記した修正法案が提出される。この修正法案は賛成58票（ウィッグ党員38名・民主党員20名）、反対21票（ウィッグ党員1名・民主党員20名）で可決され、州下院議会通过する。州上院議会でもこの修正法案は支持され可決された。だがこの修正法案の受容について、The Second State Bank の理事会では満場一致で是認とはいかず、結局この修正法案は破棄されてしまうことになる。この結果、4つの支店銀行の新設は幻となった¹¹。The Second State Bank の理事会でこの修正法案の受容を満場一致で是認することができなかったのは、理事会の構成員のなかにすでに多数入り込んでいた、民主党の考え方を持つ理事のなかに、州域内の通貨・信用秩序を管理する独占体としてのこれ以上の肥大化を懸念し、支店銀行の新設不要論を頑なに謳う勢力が根強く残ってしまっていたことが背景にあると考えられる。だが、The Second State Bank が下した支店銀行の新設拒絶の決断は、かえって、特許制に守られつつ銀行業の独占維持を目論むThe Second State Bank による独善的な考え方の現れとして州民に理解され、その後の The Second State Bank の存続の是非をめぐる議論に暗い影を落としてゆくこととなる。

1. 2 業績の回復

このように、1840年代に入り The Second State Bank を取り巻く情勢は厳しさを増していたが、実際にこの頃の The Second State Bank の業況はどういう状態にあったのか。1840年代の後半、The Second State Bank の配当率は著しく高いものとなっている。表1によると、1844年末の時点では年6.8%であったのが、1850年末の時点では年10%にまで上がっている¹²。株主への配当金は利益の一部から分与されるので、配当率が上がっているということは、配当率を上げられる余裕を持てるほど The Second State Bank の利益の獲得が進み、The Second State Bank の財務状況が比較的良好に推移しているのではないかと予想される。果たして実態はどうだっ

¹⁰ Carmony [1998] p.323およびp.749の脚注164および165を参照。

¹¹ Carmony [1998] pp.325 - 326およびp.751の脚注175を参照。

¹² Carmony [1998] p.325も参照。

表 1 The Second State Bank の年次配当率 1843 - 1856年

	配当率 (%)		配当率 (%)		配当率 (%)
1843年	4.71	1848年	9.53	1853年	9.58
1844年	6.80	1849年	9.80	1854年	12.00
1845年	7.90	1850年	10.00	1855年	15.77
1846年	...	1851年	...	1856年	18.42
1847年	8.34	1852年	9.35		

註：1846年および1851年については不明。

出所：Harding [1895] p.23.

たのか。

まず、銀行による与信の核を成す手形割引であるが、表2と図1とを見ると、概して規則性を帯びたうねりを伴いつつ総額ベースでは上昇基調を示している。規則性を帯びたうねりの現象を凝視してみると、冬季（12月～3月）にピークを迎え夏季の7月末にトラフを迎えるという周期性のあるサインカーブが描かれている。これはインディアナ州の主軸の農業である養豚事業の独特な経済サイクルに強く起因したものと考えられる。インディアナ州の養豚事業は、肥育を行う夏季には与信の需要が低く、「ポークシーズン」と呼ばれる冬季には商品取引が活発となり、決済用資金の需要増に伴い与信の需要が増える。この季節的なサイクルに連動して連続するカーブを描いた動向を示したものと見える¹³。手形割引の総額は蛇行を続けながらも上昇基調で推移し、最低値の260万6,190^{ドル}（1843年7月31日時点）から最高値の562万8,018^{ドル}54^{セント}（1851年2月28日時点）へと、約8年かけて2倍以上に増えている。これに加え、手形割引の内訳に大きな変化が見受けられる。表4によれば、手形割引の内訳が1843年11月末の時点では約束手形による割引額が為替手形による割引額を凌駕しているものの、双方の開きはやがて縮む。1847年11月末の時点では、双方の開きが約10万^{ドル}にまで縮小し、翌1848年11月末にはついに為替手形による割引額が約束手形による割引額を追い越す。以後、為替手形の割引額の伸びは著しく、総額では36万6,361^{ドル}21^{セント}（1843年11月末）から283万5,266^{ドル}55^{セント}（1851年11月末）へと、約8倍増となっている。為替手形は、実需に基づいた商品取引の展開を背景に振り出される信用であるから、為替手形による割引の急増は、州域内における实体经济の力強い伸張を反映したものであったといえる。

続いて、銀行による与信のもうひとつの核を成す、自己宛債務たる自行銀行券の発行を見てみよう。表2と図1とによれば、各支店銀行による発券総額の推移についても、手形割引とほぼ同様の連続したカーブを描いている。発券も手形割引と同様に養豚事業の季節的なサイクルに影響を受けているとみられ、夏季から秋季にかけて発券総額が少なくなり、冬季から春季に

¹³ インディアナ州の養豚事業をめぐる独特の季節的な経済サイクルについては、大森 [2009] pp.46 - 47を参照のこと。

表2 The Second State Bank の月毎の業態推移 1843 - 1851年

(単位：米ドル)

	割引	正貨	銀行券	民間預金	準備率
1/31/1843	2,936,334.16	822,666.99	2,041,392.00	184,775.86	36.95%
2/28/1843	2,963,596.52	812,003.11	2,037,307.00	198,389.95	36.32%
3/31/1843	2,908,203.02	812,455.26	2,034,282.00	168,455.68	36.88%
4/29/1843	2,848,753.52	807,570.64	2,023,393.00	159,841.83	36.99%
5/31/1843	2,789,436.05	826,416.75	1,988,687.00	204,586.06	37.68%
6/30/1843	2,701,311.41	881,992.93	1,983,295.00	203,672.67	40.33%
7/31/1843	2,606,160.94	922,087.83	1,990,426.00	211,502.46	41.88%
8/31/1843	2,620,887.54	958,378.28	2,072,117.00	247,029.53	41.32%
9/30/1843	2,636,697.55	950,323.76	2,200,394.00	209,266.78	39.44%
10/31/1843	2,640,695.25	967,306.84	2,235,765.50	200,248.93	39.71%
11/30/1843	2,798,728.53	969,910.43	2,486,221.00	221,865.39	35.82%
12/30/1843	3,120,634.14	977,960.02	2,831,488.50	213,686.73	32.12%
1/31/1844	3,207,170.01	975,348.75	2,941,263.50	230,117.98	30.75%
2/29/1844	3,249,889.86	969,744.01	2,984,537.00	225,583.94	30.21%
3/30/1844	3,226,024.52	962,950.54	3,033,490.00	213,012.60	29.66%
4/30/1844	3,178,164.21	974,298.05	2,977,944.00	245,052.88	30.23%
5/31/1844	2,995,585.27	1,010,737.16	2,939,769.00	245,389.10	31.73%
6/29/1844	2,831,034.91	1,058,190.10	2,905,853.00	243,431.50	33.60%
7/31/1844	2,647,496.12	1,094,343.47	2,879,524.00	233,548.59	35.15%
8/31/1844	2,651,261.18	1,112,251.89	2,903,115.00	288,193.51	34.85%
9/30/1844	2,735,381.38	1,126,056.51	2,967,307.00	307,918.14	34.38%
10/31/1844	2,773,063.23	1,109,341.94	3,002,732.00	276,199.43	33.83%
11/30/1844	2,980,481.57	1,128,965.54	3,105,807.00	328,651.22	32.87%
12/31/1844	3,383,102.22	1,100,505.58	3,320,912.00	309,223.05	30.32%
1/31/1845	3,466,595.25	1,122,219.23	3,352,507.00	310,666.42	30.64%
2/28/1845	3,567,518.01	1,117,252.53	3,407,867.00	321,714.46	29.96%
3/31/1845	3,672,827.17	1,105,705.66	3,406,009.00	281,332.42	29.99%
4/30/1845	3,581,745.98	1,097,440.64	3,390,580.00	313,880.89	29.62%
5/31/1845	3,407,440.93	1,128,987.92	3,284,651.00	344,317.58	31.11%
6/30/1845	3,155,139.04	1,114,914.03	3,286,693.00	288,853.04	31.18%
7/31/1845	2,983,316.38	1,114,114.73	3,284,843.00	366,383.89	30.51%
8/30/1845	3,144,369.77	1,127,844.57	3,255,974.00	358,430.69	31.20%
9/30/1845	3,292,688.40	1,127,705.01	3,404,825.00	342,710.60	30.09%
10/31/1845	3,524,230.47	1,075,978.31	3,512,635.00	309,114.92	28.15%
11/29/1845	3,827,836.14	1,095,942.83	3,589,024.00	398,272.50	27.49%
12/31/1845	4,472,978.25	1,055,340.08	3,930,634.00	398,352.30	24.38%
1/31/1846	4,387,479.72	1,033,322.17	3,993,565.00	389,881.10	23.57%
2/28/1846	4,449,310.15	1,017,104.78	3,929,627.50	406,740.03	23.46%
3/31/1846	4,373,516.94	982,850.96	3,873,128.50	399,262.87	23.00%
4/30/1846	4,198,927.00	970,674.15	3,803,611.00	343,639.31	23.41%
5/30/1846	3,951,006.24	989,165.80	3,548,712.00	374,152.31	25.22%
6/30/1846	3,641,989.66	973,702.64	3,546,922.00	397,047.17	24.69%
7/31/1846	3,409,996.32	956,856.32	3,529,027.00	422,685.47	24.21%
8/31/1846	3,515,810.54	974,404.62	3,408,548.00	398,676.90	25.59%

9/30/1846	3,444,732.79	972,764.42	3,326,547.00	392,951.22	26.15%
10/31/1846	3,467,565.70	989,587.27	3,501,244.00	353,704.55	25.67%
11/30/1846	3,643,929.11	1,008,697.68	3,554,956.50	407,099.85	25.46%
12/31/1846	4,136,727.13	1,006,861.61	3,844,605.50	476,018.43	23.30%
1/30/1847	4,266,348.38	1,002,490.86	3,904,900.50	464,247.02	22.94%
2/27/1847
3/31/1847	3,726,881.14	911,971.87	3,994,939.00
4/30/1847	4,329,995.56	989,826.85	3,960,186.00	574,079.56	21.83%
5/31/1847	4,047,993.08	967,426.60	3,908,966.50	582,363.29	21.54%
6/30/1847	3,507,907.08	934,357.30	3,927,533.50	541,902.02	20.91%
7/31/1847	3,165,185.10	987,883.08	3,918,176.50	631,874.13	21.71%
8/31/1847	3,191,678.98	1,004,826.04	3,921,027.50	579,966.75	22.32%
9/30/1847	3,344,342.40	1,000,214.49	3,899,612.00	557,482.17	22.44%
10/30/1847	3,354,795.28	1,079,126.67	3,838,910.00	552,560.31	24.57%
11/30/1847	3,582,102.42	1,084,223.21	3,909,032.50	562,591.17	24.25%
12/31/1847	4,291,143.14	1,091,084.48	3,985,075.00	630,362.33	23.64%
1/31/1848	4,566,467.39	1,060,682.13	3,964,085.00	672,498.69	22.88%
2/29/1848	4,561,467.39	1,050,656.06	3,928,737.50	624,275.76	23.08%
3/31/1848	4,537,395.82	1,015,639.70	3,794,652.50	540,961.45	23.43%
4/29/1848	4,269,004.70	966,847.91	3,774,593.00	570,183.34	22.25%
5/31/1848	4,048,971.71	921,412.13	3,484,769.00	522,823.77	22.99%
6/30/1848	3,695,912.08	909,557.79	3,249,468.50	495,964.88	24.28%
7/31/1848	3,435,475.53	979,809.63	3,284,659.50	449,177.40	26.24%
8/31/1848	3,515,021.68	1,005,713.58	3,227,693.00	480,693.23	27.12%
9/30/1848	3,804,567.67	1,040,024.91	3,371,401.00	434,211.01	27.33%
10/31/1848	3,762,073.85	1,250,590.54	3,396,122.00	444,540.76	32.56%
11/30/1848	3,971,988.99	1,252,804.90	3,768,138.50	331,239.50	30.56%
12/30/1848	4,722,844.98	1,249,265.93	4,013,876.50	462,206.77	27.91%
1/31/1849	4,785,204.59	1,182,475.99	4,008,228.50	536,587.73	26.02%
2/28/1849	4,901,692.24	1,141,640.84	3,941,520.00	612,215.13	25.07%
3/31/1849	4,841,197.56	1,146,617.12	3,873,913.50	534,769.33	26.01%
4/30/1849	4,634,073.40	1,142,862.57	3,760,294.00	557,199.98	26.47%
5/31/1849	4,378,142.39	1,082,093.22	3,693,020.00	541,100.83	25.56%
6/30/1849	3,931,393.78	1,043,700.21	3,659,548.00	494,174.42	25.13%
7/31/1849	3,792,982.44	1,047,006.49	3,655,546.00	515,353.47	25.10%
8/31/1849	3,799,339.28	1,102,420.40	3,468,180.00	492,837.27	27.83%
9/29/1849	3,885,365.00	1,109,358.16	3,620,297.00	429,806.93	27.39%
10/30/1849	3,781,808.17	1,279,163.53	3,398,430.50	409,119.73	33.60%
11/31/1849	4,269,064.90	1,242,501.16	3,800,360.00	568,609.29	28.44%
12/31/1849	5,123,599.34	1,110,179.48	4,063,745.50	587,941.36	23.87%
1/31/1850	5,495,635.48	1,138,791.11	4,021,582.50	599,962.80	24.64%
2/28/1850	5,280,939.13	1,095,442.11	3,973,396.50	703,095.19	23.42%
3/30/1850	5,139,298.12	1,071,217.32	3,948,179.00	542,136.66	23.86%
4/30/1850	4,808,375.14	1,037,349.63	3,850,178.50	504,627.93	23.82%
5/31/1850	4,522,916.55	1,077,590.76	3,696,814.00	524,047.23	25.53%
6/29/1850	4,072,252.21	961,727.63	3,725,652.50	502,794.95	22.74%

7/31/1850	3,730,302.08	1,071,892.33	3,539,816.50	521,145.83	26.40%
8/31/1850	4,003,492.97	895,235.49	3,495,777.50	477,721.27	22.53%
9/30/1850	4,166,904.09	1,019,033.97	3,519,811.50	435,170.48	25.77%
10/31/1850	4,195,516.10	1,278,353.81	3,454,251.50	494,010.24	32.38%
11/30/1850	4,756,369.95	1,118,836.89	3,699,877.00	575,248.04	26.17%
12/31/1850	5,446,411.39	992,626.15	3,994,824.00	571,864.97	21.74%
1/31/1851	5,588,802.67	990,696.48	4,044,996.00	770,202.11	20.57%
2/28/1851	5,628,018.54	1,059,485.51	4,032,910.00	729,831.53	22.25%
3/31/1851	5,360,309.98	1,013,004.64	4,031,855.50	588,631.69	21.92%
4/30/1851	4,872,946.44	1,070,902.56	3,925,076.00	547,233.21	23.95%
5/31/1851	4,597,986.50	1,092,079.72	3,939,325.50	618,204.14	23.96%
6/30/1851	4,105,927.71	1,049,766.55	3,900,423.00	616,267.98	23.24%
7/31/1851	3,716,295.47	1,125,307.39	3,928,353.50	633,047.74	24.67%
8/31/1851	4,102,747.71	1,045,903.13	3,949,816.50	566,734.06	23.16%
9/30/1851	4,405,003.49	926,095.20	3,957,655.50	561,070.48	20.49%

註1 準備率は、要求払債務（銀行券+預金）の総額に対する正貨保有総額の割合を示している。

註2 The State Bank of Indiana の業態は、実務を行う各支店銀行の業務実績の総体である。

註3 預金のうち、連邦政府預金の残高は1840年2月末からずっとゼロのままである。

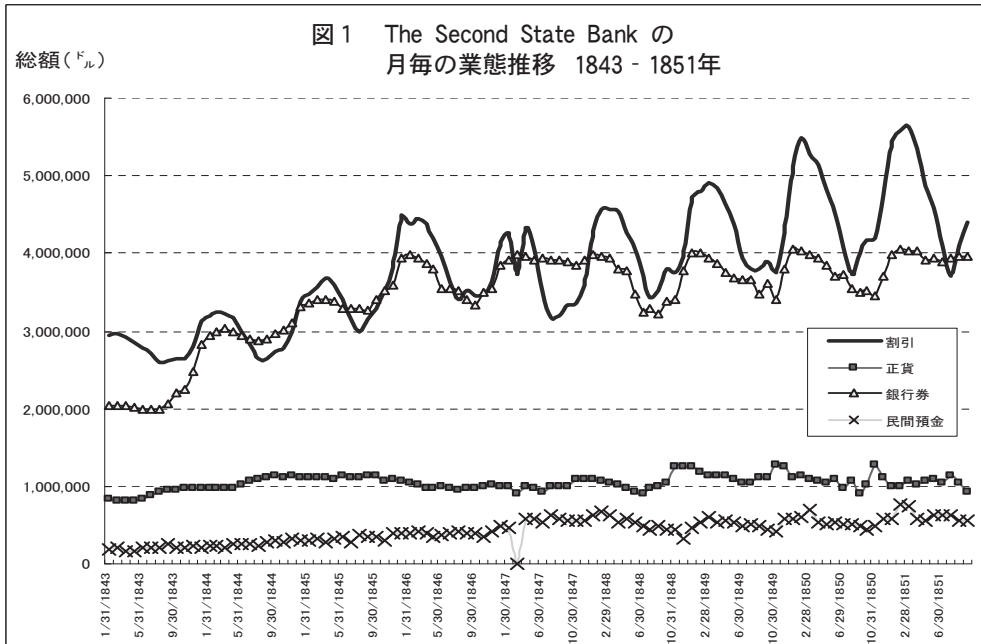
出所：Harding [1895] pp.111-113の掲載データをもとに筆者作成。

かけて発券総額はピークを迎えている。総額では198万3,295^{ドル}（1843年6月30日時点）から404万4,996^{ドル}（1851年1月31日時点）へと、約2倍に増えている。ちなみに1850年11月16日付で、The Second State Bank の発券総額354万8,267^{ドル}50^{セント}のうち、実に64万3,535^{ドル}50^{セント}分が額面1^{ドル}以上5^{ドル}以下の金種の小額面券であった¹⁴。対顧客取引での商品流通において使用頻度の高い小額面券の発行の割合が、比較的大きかったことが視われる。

では、「他者からの債務」となる民間預金の総額についてはどうか。表2によれば、1843年4月末から1847年7月末までに約4年かけて緩やかに上昇を続け、15万9,841^{ドル}83^{セント}（1843年4月29日時点）から63万1,874^{ドル}13^{セント}（1847年7月31日時点）へと約4倍増になった。それ以降は一部例外を除き、ほぼ秋季にトラフを迎え冬季にピークを迎えるという季節的なサイクルを示している。なお連邦政府からの預金については、表2の註3ならびに表4の負債項目における「連邦財務省への債務」の項目を見ると、1843年から1851年までゼロのままである。正しくは、1837年と1839年という2つの大きな恐慌を受けた後すぐの1840年2月末から、残高がずっとゼロのままである。かつてジャクソニアン・デモクラシーの時代には連邦政府からいわゆるペットバンクのひとつに指定され、資金の取扱いをめぐり連邦政府と密接な繋がりを有してきたThe Second State Bank であるが、1840年代に入ってから、連邦政府預金の受託がなくなり、その繋がりが事実上消えたといえる。

では、銀行にとって与信の準備となる、正貨保有高の動向についてはどうか。表2と図1と

¹⁴ Carmony [1998] p.751の脚注179を参照。



を見ると、急激な落ち込みも示さず、堅実に推移している。トラフが80万7,570ドル64¢（1843年4月29日時点）でピークが127万9,163ドル53¢（1849年10月30日時点）であり、総じて80万ドルから128万ドルまでの範囲内で推移していたということになる。興味深いのは、このときの正貨保有高の水準が、恐慌ないし不況期（1837～1842年）の信用逼迫時のそれと比較して若干下がっていることにある。つまり危機のあった信用逼迫時のほうが The Second State Bank の正貨保有高の水準が上回っていたということになる。ところで、1848年には開発の進む合衆国西部カリフォルニアで金鉱が発見されている。ここでの産出金が合衆国内に流通したということが、1848年以降における The Second State Bank の正貨保有高の安定化に貢献した可能性もないとはいえず、今後考察が加えられるべきポイントである。

さらに、資金融通に関する銀行間取引の動態を見てみよう。表4によると、まず「他行への貸出」にあたる他行宛債権の総額（「支店銀行宛ての債権」+「他行（支店銀行を除く）宛ての債権」）については、かつての景気過熱の時期ほどの水準ではないものの、41万6,092ドル34¢（1843年11月第3週の時点）から116万2,466ドル56¢（1847年11月第3週の時点）までの範囲内で推移している。他行宛債権には、州域内における他の支店銀行宛ての債権と、それ以外の他行宛ての債権とが存在するが、残高ベースでは後者が圧倒的に多い。また、支店銀行宛ての債権は1848年をピークに激減し、1850年からはゼロ行進を続けている。では、他行からの借入にあたる他行宛債務（「支店銀行宛ての債務」+「（支店銀行を除いた）他行宛ての債務」）の内実についてはどうか。総額では5万1,891ドル30¢（1844年11月第3週の時点）から15万3,710ドル16¢

(1848年11月第3週の時点)の範囲内で推移している。支店銀行宛ての債務の残高は1844年をトラフに上昇し、1846～1848年の間に高い水準を示し続けたあと急減している。他行宛ての債務の残高は、1847年をトラフにその後の上昇が著しい。1846年と1847年には支店銀行宛ての債務が他行宛ての債務を上回っているが、その後は逆転し双方の乖離は大きくなっている。結果的に、他行宛債権と他行宛債務との双方をネットベースで比較すると、圧倒的に他行宛債権の総額が大きく、資金融通をめぐる銀行間取引においても The Second State Bank の貸出超過という形態で推移している。1840年代、さしたる恐慌もなく景気が拡張を続けるなか、社会的な資金需要の旺盛さに引っ張られつつ、銀行間の資金融通も貸出超過というかたちで推移していたというわけである。

では、1843年から1851年までの間における The Second State Bank の準備率の推移はどうかになっているのか。表2と図1とによれば、銀行業における準備率としては1830年代後半の恐慌・不況期に引き続き極めて高い水準で変動している。特に1843年中はかなり水準が高く、41.88% (1843年7月31日時点)でピークに達している。銀行業における準備率が40%を超えるというのは現代まで考察を延ばしてみても極めて稀で、依然として磐石な決済準備のもと、インディアナ州域内の通貨・信用秩序がより安定的に管理されていたことが窺い知れる。準備率はその後蛇行しながらしばらく下降線を辿り、1847年半ばには20.91% (1847年6月30日時点)まで落ちる。ここをディップにその後は上昇に向かうが、短期間で大きな上下の振幅を見せながら進む。このときの振幅のピークは毎年秋の3回に渡って繰り返し訪れていて、それぞれ32.56% (1848年10月31日時点)、33.60% (1849年10月30日時点)、32.38% (1850年10月31日時点)を示している。いずれのピークも正貨保有高が前の月のそれを上回って120万ドル台に乗せていることが準備率の押し上げに貢献するかたちで現れている。なお表4に基づいて、上記期間中における総債務(=「銀行券」+「個人預金」+「連邦政府預金」+「支店銀行への債務」+「他行への債務」+「本店銀行への債務」+「インディアナ年金委託業者への債務」+「基金支払」)に対する準備率を算出してみても、ほぼ同様の推移が現れる。具体的には37.1% (1843年)から下降局面に入り、24.3% (1847年)でトラフを示す。その後は上昇に転じ31.6% (1849年)をつけたあと、再び下降線を辿る。いずれにしても、The Second State Bank の準備率はトラフの時ですらも依然として高い水準を示していたのである。

では、The Second State Bank の財務基盤は総じてどうだったのか。純利益と配当率との推移を眺めてみよう。表4によれば、純利益は1846年と1847年との2年間に2万ドル前後に沈んでいる点を除いて、凡そ6万ドル台から12万ドル台へと右肩上がりを見せている。改めて表1を見ると、本店銀行の理事会の会合で決まる配当率についても、不明の1846年を除いて概ね右肩上がりでも推移している。4.71% (1843年)から9.80% (1849年)まで段階的に引き上げられていったあと、1850年には過去最高の10.00%に達した。ここに配当政策を充実させて出資者たる各株主に積極的に利益を還元しようという The Second State Bank の意図が見受けられる。それと共に、粗利益の一部を積極的に配当として分与させられうるくらい獲得利益の規模や収益環境が充実

連邦からの特別預金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
預金債務	188,737.54	292,744.31	359,265.30	409,989.13	555,773.42	452,624.73	475,579.81	556,432.70	630,036.26
銀行券債務	2,310,690.00	3,101,000.00	3,667,495.00	3,336,533.00	3,606,452.00	3,552,210.00	3,304,260.00	3,422,445.00	3,772,193.00
銀行券債務 (未決済・損失分)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
負債・資本総額	5,160,313.94	6,070,418.25	6,727,628.40	6,510,279.76	7,039,324.54	6,997,937.31	6,879,649.63	7,136,603.60	7,717,875.10

註：毎年11月第3週の時点での財務内容である。

出所：Harding [1895] pp.115.

している The Second State Bank の態様が窺い知れるのである。

このように、2度の世界恐慌ならびにそれに伴う不況を経験したあと、The Second State Bank は銀行制度の改革や財務内容に不安のある支店銀行の矯正を経ながらも、高水準の準備率の維持を踏まえた堅実な財務基盤を保つ。そしておもに養豚事業の展開に起因した季節的なサイクルに伴う資金需要の波に影響されながらも与信を漸次的に拡大してゆき、景気の高揚に引っ張られるかたちで増える社会的な資金需要を満たしていった。また配当率の引き上げを続けて、株主への利益分与を積極的に行っていったのである。

1. 3 銀行制度の存否

これまで私益獲得の規模を着実に増やしつつ州域内の通貨・信用秩序の健全性維持に多大な貢献をしてきた The Second State Bank であるが、州政府の存在を背後に絡めた排他性や独占性ゆえの強大な存在感のために、既存の銀行制度そのものへの疑義が州域内で募り始める。州憲法の改定作業を控えた時期とも微妙に重なり、The Second State Bank の特許の期限が近づくと共に、現行の銀行制度の棄却や改革を求める風潮が次第に州域内で沸き上がってゆく。

では、The Second State Bank に嫌悪を示した州民とはどういう層か。代表的なのは、通貨としての銀行券の増発を望んできたインフレーションистと呼ばれる人々である¹⁵。もともと豊富な正貨準備を背景に州法に則って堅実な発券を続けてきた The Second State Bank であったが、前述のように、1840年代に入ると The Second State Bank の 総裁や理事会メンバーのなかに民主党員が多く入るようになる。民主党は、かつて第2次合衆国銀行を廃止に追いやった強烈な州権主義の考え方、つまりジャクソニアン・デモクラシーの考え方に強く影響され、貨幣や金融秩序における権力集中の現象を反独占の視点から冷ややかに見ていた。さらに党内には、銀行券の増発を忌避する主張や、発券の止揚による硬貨のみの使用を謳う、いわゆる硬貨主義の主張を謳う者すらあった。こうした考え方に根ざす民主党の影響力が州域内で強まるなかで、The Second State Bank は、州域内の業況の高揚に応じて発券を増やそうとしても弾力的には対

¹⁵ Esarey [1912] p.266.

応できなかったのである。

小売業者もまた、嫌悪を示した層のひとつである。1840年代を通じ The Second State Bank の各支店銀行は、小売業者への融資を拒絶していたため、小売業者は銀行制度の恩恵を受けていなかった。他方で貿易業者や農業従事者は、The Second State Bank に好意を示す。それは、彼らが資産を増やそうとする際に The Second State Bank の各支店銀行が証券の購入を積極的に行ってくれたり、彼らが販売用の商品を買上げようとする際に各支店銀行が積極的に融資してくれたりしたためである¹⁶。やがて小売業者の間から、The Second State Bank の廃止を憲法会議に陳情する者が現れる。憲法会議とは、1816年に制定された州憲法の抜本的な改定を目的に、1850年に州議会内に設置された評議機関である。憲法会議は、1850年10月7日から1851年2月1日まで開かれ、総勢150名（民主党員95名・ウィッグ党員55名）が参加する¹⁷。特許の期限が迫る The Second State Bank のゆくえについても、州憲法の銀行制度に係る条項の改定という見地から、憲法会議での論議の動向がその重要な鍵を握っていたのである。1850年10月21日、州域内オハイオ地区の小売店主 Abel Pepper が、特許期間の満了を機に The Second State Bank と州政府との繋がりを完全に断つべきだと、憲法会議に陳情した。この陳情は憲法会議の各構成員の心に響き、Abel Pepper は憲法会議に招聘され同年10月25日に演説を行うことになる。

その前日の1850年10月24日には、James Rariden（Wayne 地区選出）が、憲法会議で銀行制度に係る3つの提案を行う。すなわち、①自由銀行法ないし一般銀行法に基づき自由銀行制度を導入すること、②各株主が各自の出資分に全責任を負うかたちで州法銀行を新設すること、③ The Second State Bank に投じられる資本金の調達で発行された各種公債がその特許期限までに償還不能となってしまった場合、The Second State Bank の特許をやむなく1865年1月1日まで延長すること、以上の3提案である。この提案を受けて、憲法会議の構成員である Lockhart 氏（Evansville 地区選出）を筆頭に、州としての荣誉や州民の利害を考慮する見地から、新州憲法には銀行および銀行業を営む企業の創設禁止を条文に盛り込む必要性を謳う意見が憲法会議内で湧き出す¹⁸。

翌10月25日、小売店主 Abel Pepper が憲法会議で演説を行う。演説では、州政府と銀行との癒着を断ち切る点に賛意を示しつつも、自由銀行業の展開には賛同しない点が強調される。また、各行による発券には反対するが州民による紙幣の諦めの準備がまだだということへの配慮についても、意見表明がなされた。この演説を受けて、Daniel Read（Monroe 地区および Brown 地区選出）や前述の James Rariden など、憲法会議の構成員の間から、いわゆる硬貨主義の実践に向けて機は熟したと気炎が上がる。1830年代の Andrew Jackson 連邦大統領の教書演説の内容（“Farewell Address” と呼ばれる箇所）を引き合いに、貨幣・金融権力の集中を批判すると

¹⁶ Esarey [1912] p.266.

¹⁷ Helderman [1931] p.52.

¹⁸ Esarey [1912] p.266.

いう見地から、The Second State Bank を軸とする既存の銀行制度を廃棄し金銀を唯一の法定貨幣にすべしという機運がさらに高まることとなるのである¹⁹。

1850年11月5日、州議会の銀行委員会に報告書が提出される。この報告書は、州憲法の改定に伴う銀行業に係る条項の改定案が記されたもので、The Second State Bank の第11行政区の支店銀行 (The Fort Wayne Branch Bank) の前頭取、Allen Hamilton がまとめている。この報告書の内容には、州政府と銀行との繋がりに肯定論の強い銀行委員会が反対するものが多く含まれていた。例えば、州政府からの資金借入を禁止する旨の条項改定案については、過去の州域内開発による実績を踏まえ、これを違憲だと疑問視する声が銀行委員会内で高まる。投票の結果、この条項改定案は111対6の票決で否決される。また、銀行や鉄道会社の総裁・役員・代表に就いている人物が州議会の役職に就くべきではない旨の条項改定案についても、79対47の票決で否決される。ただし全く改定案が通らなかったわけではない。同日に提案された、銀行業を運営する立場の人物 (総裁・頭取・支配人・役員など) が州議会の構成員でいることは適格でない旨の提案については、4票差の票決で三読会を通過した²⁰。

The Second State Bank の存続に対する逆風が強まるなか、1850-1851年会期の州議会が1850年12月1日から始まる。新州憲法の施行と共に始まった州議会では、The Second State Bank の存否も論題に上がる。The Second State Bank の特許に関する規定を審議するのは、州議会の中の第18会議と呼ばれる箇所である。第18会議の構成員のうち、憲法会議の構成員が州下院議員4名、州上院議員5名の計9名が入る。州上院議員5名のうち、The Second State Bank の特許更新の支持者は少なくとも3名で、The Second State Bank の特許の更新はさらに雲行きが怪しくなる²¹。また州議会においても、The Second State Bank の特許の更新を妨げようという動きが出る。1851年1月1日には、Daniel Read 議員が、新州憲法における権利と責務免除をめぐる論議の過程で、「同一の条件が確保されていない所で新州憲法に基づいて各州民に権利と責務免除とを認めるべきではない」と主張する。このとき、「同一の条件が確保されていない所」として The Second State Bank を柱とした既存の州法銀行制度が念頭に置かれていると、州議会の議員達は推察する。その後、州議会の銀行委員会の定期報告書に銀行問題が示される。報告書では、「銀行業は、州議会が一般法で課すような条件や制限の下に万人に解放されるべきで、それが万人にとっての責務だ」と明記された。一方、The Second State Bank の特許更新を拒否すべしとの考え方が州議会で大勢を占めつつあるなか、特許更新の実現を目指し奔走する議員も

¹⁹ Esarey [1912] pp.266 - 267. なお“Farewell Address”を含む Andrew Jackson 連邦大統領の拒否教書演説の全容については、Taylor ed. [1967] pp.7 - 20を参照のこと。

²⁰ Esarey [1912] p.268.

²¹ 州下院議員4名とは、David Kilgore, George F. Moore, Thomas Smith, William Steele の各名であり、州上院議員5名とは、John Beard, Othniel Clark, Ezekiel D. Logan, Alexander F. Morrison, Zachariah Tannehill の各名である。州上院議員5名のうち、David Kilgore, Othniel Clark, Alexander F. Morrison の3名が The Second State Bank の特許更新の支持に回る。なお Othniel Clark は、憲法会議の開催以前から一貫して支持の意を示していた。John Beard は特許更新に反対を示し、Ezekiel D. Logan は意見の公表を控えた (Esarey [1912] p.265)。

少数ながらいた。例えば Samuel Hall (Princeton 地区選出) は、州議会が The Second State Bank の特許交付の権限を保てるよう、The Second State Bank の弁護に回る。彼は、The Second State Bank が成功裡に運営され、州政府に経費をかけさせずに適切な利益をもたらしたとして、The Second State Bank 自体は良好でその原理原則を問題にすべしと謳った²²。

こう見てくると、The Second State Bank を柱とする既存の銀行制度について、特許更新の忌避による廃止に向けた動きが着実に進んでいるかのように見受けられる。しかしながら、自由銀行業ないし自由銀行制度の導入を謳う勢力が次第に台頭するにつれ、銀行制度そのものの存否やそのゆくえをめぐる議論がさらに複雑なものになってゆく。では、既存の銀行制度をめぐる議論を攪乱させては複雑化させる契機となった、自由銀行業ないし自由銀行制度の考え方はいったいどういうものなのか。節を変えて見てゆくことにしよう。

2. 自由銀行制度の出現

2. 1 制度の胎動

自由銀行業ないし自由銀行制度とは、端的に言えば、法律に則って一定の条件さえ満たされれば誰もが銀行業に参入できるという仕組みである。インディアナ州域内ではかなり古くからこの仕組みの萌芽が登場していた。すでに准州時代からプライベート・バンクと呼ばれる、銀行業を営む私有企業が簇生し、手形割引と預金取扱とによる商務が自由に展開される。だが特許なしに自由に事業を営めるプライベート・バンクの濫立に懸念が募り、やがてその法的禁止を求める声が高まる。インディアナ准州が州として独立する前夜の1816年6月20日には、州憲法の起草をめぐる銀行業に関する委員会が、プライベート・バンクの設立禁止を含んだ条文を作成し、同年制定の州憲法でその法的禁止が謳われた²³。以後、州議会での議決に基づき賦与された州法銀行 (The First State Bank および The Second State Bank) を柱に、複数の支店銀行を抱えた単一の銀行という独創的な組織体系を紡いで、州域内の通貨・信用秩序の安定化や健全性維持に寄与してきた。この点は、筆者によるこれまでの一連の分析 (大森 [2006] [2008] [2009]) で示されてきた通りである。

プライベート・バンクに関する議論が州域内で再燃するのは、州域内の通貨・信用秩序が世界恐慌に揺らぐ1838年から1839年にかけてのことである。1837年恐慌の襲来に伴い、全米で初めてニューヨーク州において、準則主義に基づくプライベート・バンクの展開を基調とした自由銀行制度が導入される²⁴。ニューヨーク州での制度の展開に触発され、インディアナ州でもプライベート・バンクないし自由銀行制度の導入論議に火が付いたのである。

²² Esarey [1912] p.268.

²³ 大森 [2006] pp.122 - 126.

²⁴ ニューヨーク州におけるセイフティ・ファンドと自由銀行制度との詳細については、大森 [2003b] を参照のこと。

1838-1839年会期の州議会の開会直前には、民主党系の *Indiana Democrat* 誌が、自由銀行業の容認を州議会にアピールする。要旨は以下の通りである。自由銀行業は、インディアナ州の成立前から存在し、州法で規制がかけられてきた。1816年制定の州憲法の銀行業に係る条項については、条項と対立する案件の場合、州議会は当該の機関に対し法人格を認めることができないと解釈されうるが、自由銀行業は州憲法には反いておらず、他の産業と同様に銀行業も財産の取得が行われうるものだと解釈されている、と²⁵。

1839年12月に州議会が開会すると、Robert Dale Owen 州下院議員（民主党）が、州下院議会の司法委員会で2つの質疑を委員会に提案する。1つ目は、すでにニューヨーク州で実施中の自由銀行法とセイフティ・ファンド法とのどちらがインディアナ州憲法に矛盾なく州議会で可決されうるのかという点である。2つ目は、もしそれが可決されうるのであれば、その法律に伴う便宜と、法案またはそれに代わるものによって報告可能かを委員会に調査してもらうことが可能かという点である。委員会への質疑は、賛成多数で認められる。1839年1月1日、司法委員会の Samuel Judah 委員長（ウィッグ党）は、プライベート・バンクの規制法案を盛り込んだ報告書を提出する。報告書では以下の事柄が説明される。それは、かつて州憲法の草案作成のために行われた1816年のコリドン憲法会議において、プライベート・バンクの規制に係る条項がすでに示されていたが、その憲法会議の構成員でのちに *The First State Bank* の総裁となる James Noble や、判事の Benjamin Parke がプライベート・バンクによる事業にすでに手を染めていたことから、州憲法でプライベート・バンクに規制をかけることに本腰を入れていたのか疑問視され、プライベート・バンクの規制に係る法案を改めて提出するというものである。これに対し、Robert Dale Owen 州下院議員はこう反論する。プライベート・バンクがどんなに適切な法律に基づくものだとしても、銀行業を営むことは個人から奪うことのできない権利だ。自由銀行業は「良質」かつ「有用」な完全競争の原則に基づくもので、何の排他的な特権もなくあるていど一般的な権限をすべての人に与えるものである。まず人々の安定を、次に株主の利益をもたらすことがすべての銀行制度に求められる、と²⁶。

だがこのときの自由銀行法案は、58（ウィッグ党40名・民主党18名）対34（ウィッグ党12名・民主党22名）の票決で、州下院議会では先送りが決まる。州下院議員のうち司法委員会の構成員（総計21名；ウィッグ党16名・民主党5名）における投票の動向については、法案の先送り賛成が14名（ウィッグ党11名・民主党3名）、同じく先送り反対が2名（ウィッグ党1名・民主党1名）で、棄権が2名（ウィッグ党1名・民主党1名）であった。法案の先送り反対に票を投じたウィッグ党員1名の人物とは、司法委員会の Samuel Judah 委員長である。ちなみにこの会期の州議会で自由銀行法案の導入可能性を質した Robert Dale Owen 州下院議員（民主党）は、司法委員会の委員ではなかったが、法案の先送り反対に票を投じていた²⁷。2人の思いとは

²⁵ Carmony [1998] p.330.

²⁶ Carmony [1998] pp.330 - 331.

²⁷ Carmony [1998] p.752の脚注187を参照。

裏腹に、自由銀行法案は結局先送りされてしまう。1840年代に入ると自由銀行法案の成立に向けた動きはすっかり影を潜めてしまう。しかし1850年代に入ると、一転して自由銀行法案の導入に向けた強い追い風が吹くことになる。

2. 2 議論の交錯

既述のように、1850年代にさしかかるにつれて、The Second State Bank を柱とする既存の銀行制度の廃止に向けた動きが着実に進む。だが、自由銀行業ないし自由銀行制度の導入を謳う勢力が台頭するにつれ、銀行制度のゆくえをめぐる議論が錯綜を始める。議論の流れは、①現状維持、②銀行自体の完全な廃絶、③既存の銀行制度と自由銀行制度との並存、④既存の銀行制度の廃止と自由銀行制度の導入、という4つの方向に大別してゆくこととなる²⁸。再び場面を憲法会議に戻してみよう。

1851年1月1日の憲法会議では、前述の James Rariden が銀行問題に係る演説を行っている。内容は、硬貨主義の理念を頑なに謳うこれまでの彼の主張は影を潜め、どの種類の銀行や通貨が州にとって適切かという現実論に終始する。既述のように、彼は今後の州域内の銀行制度のあり方をめぐり3つの提案を示していたが、演説は彼にとってどういうあり方が現実的かを示したものであったといえる。演説の論旨は以下の通りである。州域内で銀行を全面禁止にすると、近隣諸州からもたらされる通貨にきちんと正貨と兌換できる見通しが立たない。現在発行・流通している総額約500万ドルの通貨には額面の7%の価値が付くが、銀行の廃止でこの価値分(約35万ドル)の年次損失が州民にふりかかる。現行の The Second State Bank は、発券で州域内を繁栄に導き、学校基金のために87万ドルを拵え、州政府には20万ドルを納めた。また、安全にかつ経費をかけずに、東部には商人が利用する貨幣を、西部には証券購入者が利用する貨幣をもたらした。The Second State Bank はこの両替時に共通の利子のみを課し、高利貸と非難された。だが、自由銀行制度の導入を目論んで The Second State Bank を批判する人々も、現実に直面すれば同様の策を講ずるはずだ。鉄道株式に基づいた銀行の創設が州民の望みで、時の州知事の手を借りれば、より少ない税金で州を制御できる形態にあった。州政府との結束による介入ができていれば、自由銀行業の劣悪性が論証されていれば、州政府が自由銀行業を恣にできない状態であれば、自由銀行業への着手の動きは高まらなかった、と²⁹。要は、自由銀行制度の導入には頼らず、州域内の通貨・信用秩序の堅実な管理をめぐるこれまでの実績から The Second State Bank の意義を改めて認めるべきだ、という筋の主張である。

²⁸ Thrombrough [1992] は、銀行問題に関する憲法会議での議論の方向性は3点(①既存の銀行制度(The Second State Bank)の支持、②自由銀行制度の支持、③硬貨主義に基づく銀行自体の完全廃絶)あったと述べている(Thrombrough [1992] p.425)。だが本論で明らかにされてゆくように、憲法会議では既存の銀行制度と自由銀行制度との並存に関する意見も続出しており、Thrombrough [1992] の整理ではその並存論のベクトルがフォローできないと考えられる。

²⁹ Esarey [1912] p.269.

この演説に続き、David M. Dobson (Owen & Greene 地区選出) が自由銀行業に係る喧騒の由来を質した。彼は前述の James Rariden の立場とは対峙し、自分達のために自分達の銀行業務を行うべきだと謳う。彼は、The Second State Bank を問題とし自由銀行が設置されることになると考え、質問をつうじ自由銀行業がなぜ必要となるのかを州民に理解させたかったようである。質問は、内部開発の着手で2億ドル分の州債が発行され、現在700万ドルの未償還分とその5%にあたる利払い分とが残っているが、銀行業務でこれらの州債の取扱いが許容されれば、これら償還分と利払い分との財源はどうするのかというものである。彼によると、州が保有する正貨は僅かに150万ドルで、州域外の州債保有者が州債を銀行資本として The Second State Bank に預託した結果、5%の利払い分が州域外の州債保有者に支払われ続けている。同時に、預託された州債をもとに700万ドル分の発券がなされ、額面の7%から10%にあたる分の発券益がもたらされている。このとき、州債保有者によって出資分に対し12%から17%までの範囲にあたる利益分が The Second State Bank から抜き取られ、結局この利益分は州民が負担せざるをえない³⁰。彼はこうした仕組みを明かし、事実上州民に負担がかかる既存の銀行制度の問題点とそれに代わる自由銀行業の導入の必要性とを示したのである。

やがて憲法会議では、The Second State Bank を柱とする現行の銀行制度と自由銀行制度との並存可能性に触れる意見が出始める。1851年1月3日には、Allen Hamilton (Fort Wayne 地区選出) が質問に立つ。彼は、現行の The Second State Bank を批判し自由銀行業の意義を唱えつつ、州民が正貨との兌換が容易な紙幣を欲していると考えた。彼は The Second State Bank を、過度に権限を備えた各支店銀行を抱えた独占体で、各支店銀行は保身ゆえ新規の支店銀行の設置に後ろ向きだと捉える。他方で、自由銀行業が法的に認められればここに参入する多数の事業体が州域外の債券保有者に占有されることになるが、The Second State Bank が独占する発券の分野は自由銀行業を営む事業体で占められるべきだとも構想していた。そこで彼は、①銀行の保有形態として良いのは単一か多数か、②現行の単一銀行制と多数銀行制との両立は可能か、と質す。①については、州議会の銀行委員会では「多数」が支持され、「単一」の支持は少数派との実状が得られる。②について彼は、両立は可能で、資本金不足に喘ぐ現行の The Second State Bank とは異なり、主導的な実業家が双方の銀行を結びつけることになると考えていたのである³¹。続いて 判事の John B. Niles (La Porte 地区選出) が質問に立つ。彼は、既存の銀行制度と自由銀行制度とが並存し双方の銀行が結びつけられるようになると、The Second State Bank の影響力がさらに強まると考えた。また彼は、州政府の銀行業介入の不要性と銀行が個人の手に渡る事態の可能性とを諒解しつつ、4つの立場の存在を悟る。すなわち、①全銀行の否定、②The Second State Bank の支持、③自由銀行業の支持、④現行の銀行制度と自由銀行制度との並存、の各立場である。このうち①は手形割引などで銀行の改善や利点が認められる点、

³⁰ Esarey [1912] pp.269 - 270.

³¹ Esarey [1912] p.270.

②は独占の不要な分野に横たわる独占体としての The Second State Bank を批判する点から斥け、自由銀行業の導入意義を再確認したうえで、彼は自由銀行業の仕組みを提案する。すなわち、銀行の金庫内の出納は銀行家の管理に任せる、州議会の裁量で発券担保に制限をかける、不動産担保の利用は不動産価格が乱高下するがゆえにやめる、州政府が証券と発券を制御する、銀行家は自行銀行券の保有者のために十分な担保を州政府の役人に預託する、全ての銀行券に州政府の役人が副署する。なおこれらの提案は、のちに州自由銀行法の立案の過程で実際に組み込まれてゆくものとなる。John B. Niles の演説は、自由銀行制度の導入推進の動きに拍車をかけるものとなった。James G. Read (Clerk 地区選出) は、彼の演説や方針に同調しつつ、The Second State Bank を痛烈に批判する。批判の要点は、①株主と証券仲業者への最良、②農工場主に対する融資の拒絶、③支店銀行の新設を拒否する我儘ぶりである。そのうえで彼は、決議案を提示する。それは、①銀行業は州議会の承認に基づく州政府からの特許交付というかたちではなく一般法に基づくこと、②州議会は正貨支払の一時停止という事態を決して許さないこと、③株主は出資分に対する責任を負うべきこと、④銀行が支払不能に陥った場合、当該銀行券の保有者が優先的に債権者となること、以上3点である³²。これらはニューヨーク州自由銀行法の原則に則った内容であった。

Horace Carter (Montgomery 地区選出) は、既存の銀行制度と自由銀行制度との並存に向けた12の具体案を示す。すなわち、①州議会は支店を抱えた銀行に特許を与えてもよい、②州政府は信託基金以外に共同出資者となるべきではない、③州政府の通貨監督官は流通に入る前に全ての発行銀行券を登記し副署する、④銀行が支払不能に陥った場合、当該銀行券の保有者が優先的に債権者となる、⑤株主は全債務についてその出資比率に応じて責任を分担する、⑥正貨支払の一時停止を認めない、⑦資本金の上限を500万ドルとする、⑧各支店銀行は預託された担保1ドルあたり1ドル以上の発券を禁ずる、⑨株式は他の資産と同様に課税する、⑩各支店銀行は相互に責任を負う、⑪州議会は監査による制御を保持する、⑫The Second State Bank の特許期間の延長は認めない、以上である。

2つの銀行制度の並存という議論の流れに対し、Othniel Clark 博士 (Lafayette 地区選出) は、既存の銀行制度の存続と銀行の完全廃絶との双方を否定し、自由銀行制度の導入のみを支持する旨を述べた。The Second State Bank は、州域内の経済成長にもはや対応できていない点、株主となっている仲介業者や商人層以外への融資を拒絶するもしくは融資したとしても返済猶予の否認などの硬直的な措置をとっている点、さらに州政府が The Second State Bank の完全制御を謳いつつもその完全保有はなされず、理事や役員を選出で州政府の選出数を超える人選を The Second State Bank が行っている点などが理由に掲げられ、州政府は銀行に関与せず関心を置かない状態にいることこそが交易の窮迫を阻む旨が主張された³³。

³² Esarey [1912] pp.271 - 272.

³³ Esarey [1912] pp.272 - 273.

他方で、自由銀行業の導入に対し慎重論や否定論も続出する。弁護士の C. Nave (Hendricks 地区選出) は、自由銀行業の容認は州民の利にならない通貨の濫発を生むだけだと主張する。理由は、各自由銀行が自行の発券分にしか責任を持たず、州民がある自由銀行の所在地域から離れると所持金としての自由銀行券は減価し、貨幣価値の下落した近隣地域の自由銀行の利益になる。自由銀行が取り付けに遭い金庫内の正貨が枯渇し閉鎖されるのは、歴史が証明している、と³⁴。また Edward. R. May (DeKalb & Steuben 地区選出) は、州法銀行も自由銀行も持つべきではないと、伝統的な「反銀行主義」に基づく銀行の完全廃絶を謳った。しかしその直後に「銀行業の完全禁止」を記した銀行廃絶の修正条項案は89対43の票決で否決され、続く単一の州法銀行のみを規定する条項案についても75対57の票決で否決された³⁵。これによって、本節の冒頭に掲げた4つの議論の方向性のうち、まず②「銀行自体の完全な廃絶」のベクトルが消滅したということになる。この投票の終了直後、George G. Shoup (Franklin 地区選出) が自由銀行制度の導入をめぐる議論の再開を憲法会議に具申し、判事の James W. Borden (Fort Wayne 地区選出) が、州政府が銀行業に影響を及ぼす前の段階であらゆる銀行法や銀行特許の是非を問うべく州民投票を実施すべし、との提案を出した³⁶。この日を境に、自由銀行制度の是非ならびにその問題点をめぐる議論がより深まってゆくことになる。

翌1月4日の憲法会議では、自由銀行業の問題点と特許制に基づく既存の銀行制度の利点とを謳う意見がまず続出した。判事の Horace P. Biddle (Logansport 地区選出) は、発券自由化の弊害を指摘したうえで、金または銀を唯一の貨幣ないし価値基準とする、いわば硬貨主義に基づいた厳格な自由銀行業の展開を謳う。正貨保有の総額を凌駕する発券は、発行元の破綻や発行銀行券の回収で物価の乱高下や債務者の詐取などの問題を生じさせると、彼は警告したのである³⁷。続いて、発券自由化の弊害という Biddle 判事の指摘部分を支持しつつ、Daniel Kelso (Switzerland 地区選出) が、現行の銀行制度の存続を謳う。彼は、各自由銀行家が発券担保としての債券の買占めに必要な約500万ドル分とその年利約30万ドル分との財源、それに発券の兌換に必要な正貨とを調達する財源が心配な点と、Biddle 判事の提案のようなインフレ抑制的な自由銀行業の展開になれば同じく自由銀行制度に基づいてニューヨーク市で発行・流通される通貨よりも価値変動が小幅になる点とを主張する。そのうえで、今後の銀行制度を州民投票で選択すべきと述べた³⁸。また、前述のごとく1830年代末に自由銀行制度の導入に積極的に動いていた Robert Dale Owen (New Harmony 地区選出) は、銀行特許の賦与について同一条件の下ではなく新州憲法に制限条項を入れることを求め、この点以外の全ての事柄については州議会に付

³⁴ Esarey [1912] p.272.

³⁵ Esarey [1912] p.273. Helderman [1931] p.52. なおHelderman [1931] は、「自由銀行業に関する提案 (The free-bank proposal)」が89対43の票決で棄却されたことと記しており (Helderman [1931] p.52)、確認が必要などころである。

³⁶ Esarey [1912] p.273.

³⁷ Esarey [1912] pp.273 - 274.

³⁸ Esarey [1912] p.274.

託する旨を述べた³⁹。Alexander C. Stevenson (Putnam 地区選出) は、自由銀行業が抱える3つの欠陥を示す。すなわち、①個別事由に即して自由銀行が自由に設置されうるため、必要な場所に銀行が設置されえない、②現行の The Second State Bank は支店銀行間の相互責任で各支店銀行を支え州民を損失から守ってきたが、自由銀行ではそうはいかない、③商業的に強大な自由銀行は手形購入や取付けを通じ弱小の自由銀行をいつでも破綻させうる、以上である。さらに Delegate Reed (Monroe 地区選出) は、紙幣の害悪性を主張する。彼は紙幣を、勤労者を騙す最も効果的な手段で、かつ価値変動をつうじ暴威を振るうものだと考えたうえで、①州政府と銀行との癒着の断絶、②紙幣と正貨との兌換を順次行うこと、③州議会による銀行特許の賦与をやめること、の3点を提案した。この Reed の見解を支持しつつ、William C. Foster 卿は、州政府が全株式を保有する州法銀行の形態を主張した⁴⁰。Thomas A. Hendricks (Shelby 地区選出) も、隣州から通貨を得るよりは自州の統制下における州法銀行の形態が望ましいと述べる。彼は現行の The Second State Bank の展開に懐疑的な姿勢を見せる民主党の実力者でありながら、党の立場とは異なり、現行のような州法銀行の形態を是とする立場を示したわけである。その理由として彼は、海外のインディアナ州債保有者によって制御される自由銀行の展開が何の権限も持たない州民を追い出してしまう旨を強調した⁴¹。Jacob P. Chapman (Marion 地区選出) は、ニューヨーク州の自由銀行制度に賛意を示すが、発券の自由化に伴い各行が発券の意義を希薄化させることに警鐘を鳴らした⁴²。

こうした議論の趨勢に対し、自由銀行制度の導入意義を謳う議論も出る。Hiram Allen (Carroll & Clinton 地区選出) や Robert H. Milroy 将軍は、特許制に基づく既存の銀行制度を違憲だと主張し、John B. Hole (La Grange 地区選出) は、発券自由化の限界からいわゆる硬貨主義の実践に繋がることになると見越し、敢えて自由銀行制度の導入を支持した。Cromwell W. Barbour (Vigo 地区選出) は、州域内に通貨を充分に行き渡らせる必要性から自由銀行制度の導入を強く謳う。Alexander F. Morrison (Marion 地区選出) は、かつて The Second State Bank の創設に携わった経験があるにも拘らず、自由銀行制度の導入支持を明らかにした⁴³。

このように、本節の冒頭で示した4つの議論の方向性のうち、②「銀行の完全廃止」の選択肢が消滅したあと、憲法会議では、特許制に基づく既存の州法銀行制度の存在意義を強く主張する立場と、自由銀行制度の導入意義を強く主張する立場との間で、論戦が激化してゆくことになる。

³⁹ Esarey [1912] p.274.

⁴⁰ Esarey [1912] p.275.

⁴¹ Esarey [1912] p.276.

⁴² Esarey [1912] p.276. なお Thomas A. Hendricks は、のちに連邦下院議員やインディアナ州知事を歴任し、やがて連邦副大統領候補として全米に名を馳せることとなる。

⁴³ Esarey [1912] p.277.

2. 3 制度の導入

特許制に基づいた既存の州法銀行制度を存続するか否か、また、新たに自由銀行制度を導入すべきか否か。この時点で残る選択肢は、「既存の州法銀行制度と自由銀行制度の並存」、「既存の州法銀行制度の存続と自由銀行制度の導入拒否」、「既存の州法銀行制度の廃止と自由銀行制度の導入」のいずれかであった。憲法会議では論戦が白熱を極め、座長による場の制御が利かなくなる。そして1851年2月1日の会期末を迎え、座長は延会しない旨を一方的に告げて憲法会議の閉幕を宣言した⁴⁴。憲法会議の閉幕と共に、1851年12月1日付で施行される予定の新州憲法の最終案が示される。銀行業に関わるものとして、新州憲法では全部で14の条項が示された⁴⁵。

1 条（権利法案）23項：

州議会はあらゆる市民または市民階層に、同一の条件で等しくすべての市民に属さない特権や減免を与えてはならない。

10条5項：

以下の事例（不定期の不足、州債の利払い、侵入者の撃退もしくは暴動の鎮圧）を除き、どの法律によっても、州のために契約されるあらゆる債務が認可されるべきではない。

11条（銀行業）

- 1 項：州議会は、以下に掲げる条件を除き、発券銀行を法人化する権限を持つべきではない。
- 2 項：それは一般銀行法によるものとする。
- 3 項：州の役人はすべての紙幣に署名・連署するものとし、その兌換のために十分な担保を求めるものとする。
- 4 項：州議会は、担保保証なしに支店銀行を抱えた銀行の特許を賦与する権限を持つものとする。
- 5 項：各支店銀行は、相互に責任を負うものとする。
- 6 項：株主は、各自の出資分の2倍にあたる額分の責任を負うものとする。
- 7 項：銀行券はすべて正貨と兌換されるものとする。
- 8 項：銀行券の保有者は、債権者を選好するものとする。
- 9 項：暴利での貸付は一切認めないものとする。
- 10 項：特許の期間は20年を超えないものとする。

⁴⁴ Esarey [1912] p.277.

⁴⁵ 新州憲法における銀行業に関わる14の条項の原文については、Esarey [1912] p.278を参照。

11項：州は信託基金に投資してもよい。

12項：州は株主になってはならない。

上掲の14の条項を俯瞰してみると、特許制に基づいた既存の州法銀行制度と、一般銀行法に基づいた自由銀行制度との並存が十分に射程に収められうる内容になっているのが特徴的である。特許制に基づいた既存の銀行制度については、問題点に係る改革を施したうえでその存続の余地が残されたものとなっている⁴⁶。新州憲法では、相互責任を負う複数の支店銀行を抱えた単一の銀行に対して、州議会は州特別法に基づいて特許を与える権限が引き続き保障されている（11条4項・5項）。一方で、州政府による銀行への出資の禁止（11条12項）、特殊な場合を除き州政府のために債務を負うことの禁止（10条5項）など、これまでの The Second State Bank の展開の過程で問題点として挙げられてきた部分に改定が施されている⁴⁷。さらに自由銀行制度については、州議会の関与なしに一般銀行法に基づいて銀行業の参入が州民に等しく認められること（1条23項，11条1項・2項）、一般銀行法に基づいて参入した各行の発券にあたり、各行が州政府に対して兌換準備のために担保の預託が義務付けられ、さらに発行された銀行券に対して州政府の役人が署名すること（11条3項）が明記されている。銀行業に関する上掲の14の条項を含む新州憲法は、州民投票にかけられ、8万6,000人超の大多数の賛成によって可決・成立した⁴⁸。このように自由銀行制度は、新州憲法による条項の規定にその大枠が盛り込まれては認容されるかたちで、導入に向けてその足場が固められることになる。

1851年12月1日、1851-1852年会期の第69州議会が開会する。開会と同じ日に、新州憲法が施行された。新州憲法の施行を受けて、新州憲法11条2項に記された一般銀行法の制定に向けた調査の必要性について、州下院議会で決議案が作成される。この決議案に基づいて、1852年1月3日、William Z. Stewart（Cass 地区選出）が、自由銀行制度の導入に向けた特別委員会の設置を州議会に要求する。これを受け、John W. Davis 議長（Carlisle・Sullivan 地区選出・民主党員）は、総勢14名の委員を任命する。委員長には John W. Spencer（Ohio & Switzerland 地区選出）が任命される。委員には、William Z. Stewart（Cass 地区選出）、James F. Suit（Clinton 地区選出）、William H. English（Scott 地区選出）、John L. King（Jefferson 地区選出）、Robert Dale Owen（Posey 地区選出）、William B. Black（Boone 地区選出）、Junius Beeson（Rush 地区選出）、Robert M. Hudson（Vigo 地区選出）、Thomas Stanfield（St. Joseph 地区選出）、Joseph W. Dobson

⁴⁶ 奥田 [1926] は、1851年制定の新州憲法で一般銀行法が認められ州政府による銀行株の所有が禁止されたことが理由となって、The Second State Bank の特許の更新が不可能となったと述べている（奥田 [1926] p.136）。だが、本論で示されたように、新州憲法では、一般銀行法を柱とした自由銀行制度の容認に加え、特許制に基づく既存の銀行制度の存在をも部分改定のうえ容認した内容となっており、新州憲法の諸規定が直ちに The Second State Bank の特許の更新を不可能ならしめたとは必ずしも言えない。

⁴⁷ Root [1895] は、新州憲法に「州政府は、現行の州法銀行の特許期間が満了したあといかなる銀行の株主になってはならないし、いかなる人物・組織・企業に対しても債務を与えてはならない」との条文がある旨を記しているが（Root [1895] p.232）、これ自体は独立した条文としてあるわけではなく、本論で掲げた新州憲法の10条5項と11条2項との条文内容が併せ示されたものに過ぎない。

⁴⁸ Esarey [1912] p.278.

(Owen 地区選出), Zimri Reynolds (Grant 地区選出), Isaac D. G. Nelson (Allen 地区選出), Hiram A. Hart (Ripley 地区選出) の計13名である⁴⁹。特別委員会での議論の末、1852年1月12日、John W. Spencer 委員長が州議会に報告書を提出した。この報告書では、委員の大半が一般銀行法を支持する旨と、その支持にあたり5つの条件がある旨が示される。5つの条件とは、①全ての発行銀行券についてその発行総額と同額分の担保が連邦債もしくは州債によって担保されること、②各行は発券総額の25%にあたる分の正貨準備を行うこと、③担保の3分の2を債券(stock)で、同じく3分の1を不動産抵当証券であってもよいこと、④担保の利用に際し、インディアナ州債については若干の優遇が施されるべきこと、⑤各行の資本金の下限を2万5,000ドルとすること、以上である⁵⁰。

1852年2月9日には、上述の William Z. Stewart 委員が一般銀行法に係る素案を紹介する。この素案は、1838年に導入されたニューヨーク州自由銀行法を範にしつつ、担保として不動産抵当証券の利用を認めない代わりに他州の州債の利用を認める点と、発行銀行券は何時でも正貨(金または銀)と兌換可能とする点とが示されたものである。さらに特別委員会によってその法案と共に意見が付けられた。意見は、現行の銀行制度を批判し一般銀行法に基づいた自由銀行制度の有益性をニューヨーク州の事例に即して大きく評価する旨の内容である。要旨は以下の通りである。すなわち、まず現行の The Second State Bank については、支店銀行の新設を拒絶するなどの行為に示されるように州域内に十分に通貨を供給できておらず、責められるべきものである。他方、適切に保護された一般銀行法の仕組みの下では、何の災厄も生じない。この仕組みが最初に試みられたニューヨーク州では、1838年の州自由銀行法に基づき創設された104行のうち約3分の1が破綻したが、資本金総額でみると約1,000万ドルのうち約150万ドル分が毀損したに過ぎず、破綻した各行は清算時にその約76%を弁済したため、実損分は約30万ドルに留まった。この実損分はミシシッピ州やルイジアナ州やアーカンソー州の州法銀行制度の下で出た実損分よりも僅少にあった。さらに1846年に制定された新州憲法で自由銀行制度の欠陥が修正され、近年では損失の計上が見られず、銀行券の保有者にとっても安全な制度といっても過言ではない。州域内で流通する通貨約3,500万ドルのうち約1,500万ドル分が自由銀行によるものであった、と⁵¹。この意見が付けられたうえで一般銀行法案が記された報告書が、特別委員会から州下院議会に提出される。州下院議会は、この特別委員会からの報告書を証拠として採用し、1852年2月21日、この報告書で示された一般銀行法案の採決に入る。議事妨害が発生したものの、翌2月22日、51対30の票決で一般銀行法案は州下院議会を通過し、州上院議会へと送られた⁵²。

州下院議会を通過した一般銀行法案に対して、州上院議会では、審議の過程で様々な修正案

⁴⁹ Esarey [1912] p.279.

⁵⁰ Esarey [1912] p.279.

⁵¹ Esarey [1912] p.280.

⁵² Esarey [1912] p.280.

が出される。第2読会において、W. E. Niblack (Vincennes 地区選出) が、発券担保について債券ではなく正貨にすべし旨の修正案を出す、27対15の票決で棄却される。また、開業時に必要な銀行資本金の最低限度額を5万 ドル から2万5,000 ドル に引き下げる旨の修正案も示されたが、これも棄却された。1852年4月30日、一般銀行法案は州上院議会上に上程されたが、25対20の票決で廃案となった。再考を求める緊急動議が出されたあと、法案の改訂作業が行われる。1852年5月18日、一般銀行法案は再び州上院議会上に上程され、27対18の票決で可決し、州知事の署名を受けて成立した⁵³。一般銀行法に基づく自由銀行制度の導入がついにインディアナ州で容認された瞬間である。一般銀行法は1852年7月1日より施行され、同日より自由銀行制度の運営が事実上始まる⁵⁴。一般銀行法の成立によって、所定の条件さえクリアされていれば、何人も自由に銀行業に参入することが可能となったのである。

3. 苦悶と混迷

3. 1 自由銀行の増殖

まずは、インディアナ州一般銀行法の概要を記しながら、インディアナ州の自由銀行制度の特徴について触れてゆこう。

州政府の会計検査官は、州通貨監督官 (comptroller) に任ぜられる。一般銀行法に基づいて銀行業に参入した営利企業 (筆者註: こうした営利企業のことを、以下「自由銀行」と略記する) は、発券の担保として州通貨監督官に債券の預託が義務付けられる。発券担保として利用されるのは、合衆国債 (6%利付)、インディアナ州債 (5%利付)、および確実な利払いや償還が実施されている各州債 (6%利付) である。自由銀行は、州通貨監督官に預託された担保債券110 ドル 分あたり100 ドル 分の割合で発券が認められる。自由銀行によって発券可能な金種は、1 ドル から500 ドル までの範囲とされ、金種5 ドル 以下の小額面券の発行については発券総額の4分の1を超えてはならない。自由銀行は、州域外で発行された金種5 ドル 以下の小額面券を取り扱うことができない。自由銀行は、自らの発券総額に対し12.5%にあたる分の正貨準備が求められる。自由銀行によって発行された銀行券は、州政府の会計検査官すなわち州通貨監督官によって登録・勘定されたうえで署名が施される。これは、自由銀行による発行銀行券が預託債券によってきちんと担保されている旨を示すための行為である。自由銀行による発行銀行券について、州政府は再兌換の保証を全く行わない。自由銀行に出資した株主は、出資額分に対する個人責任が求められる。自由銀行は、閉鎖後すぐに正貨支払の拒絶を行ってはならない。州通貨監督官は、四半期毎に報告書の作成が義務付けられる⁵⁵。

⁵³ Esarey [1912] p.281. なおHelderman [1931] は、一般銀行法の成立日を「1852年5月28日」と記している (Helderman [1931] p.53)。誤記か否か確認を要するところである。

⁵⁴ Esarey [1912] p.281.

⁵⁵ Knox [1903] p.698. Esarey [1912] p.281.

では、一般銀行法が施行されてから州域内でどれだけの自由銀行が創設されたのか。一般銀行法の施行（1852年7月1日）から約半年後の1852年12月15日、州政府に対してある報告書が提出されている。この報告書によれば、1852年12月15日の時点で、下記14の自由銀行（資本金総額186万5,000^{ドル}）が開業している。すなわち、①The Bank of Connersville（Connersville 所在、資本金40万^{ドル}）、②The State Stock Bank of Indiana（Peru 所在、資本金20万^{ドル}）、③The Indiana Stock Bank（La Porte 所在、資本金5万^{ドル}）、④The Plymouth Bank（Plymouth 所在、資本金5万^{ドル}）、⑤The Government Stock Bank（Lafayette 所在、資本金10万^{ドル}）、⑥The Gramercy Bank（Lafayette 所在、資本金10万^{ドル}）、⑦The Public Stock Bank（Newport 所在、資本金10万^{ドル}）、⑧The Bank of North America（Newport 所在、資本金5万^{ドル}）、⑨The Prairie City Bank（Terre Haute 所在、資本金20万^{ドル}）、⑩The Southern Bank of Indiana（Terre Haute 所在、資本金10万^{ドル}）、⑪The Merchants' Bank（Terre Haute 所在、資本金5万^{ドル}）、⑫The State Stock Bank（Logansport 所在、資本金11万5,000^{ドル}）、⑬The Wabash Valley Bank（Logansport 所在、資本金20万^{ドル}）、⑭The Bank of Evansville（Evansville 所在、資本金10万^{ドル}）の14行である⁵⁶。それから約5ヵ月後の1853年4月30日の時点では、自由銀行の総数は1行増えて15行になっている。全15行の資本金総額は260万^{ドル}で、150万2,957^{ドル}分の債券預託を担保に149万0,182^{ドル}分の発券がなされている。表5はその15行の業態を示したものであるが、上掲の14行と表1の15行とのリストを比較すると、⑭The Bank of Evansville（Evansville 所在、資本金10万^{ドル}）が消え、新たに The Drower's Bank（Rome 所在、資本金5万^{ドル}）と、The State Stock Security Bank（Newport 所在、資本金5万^{ドル}）とが開業している。表5を詳細に見てゆくと、開業している15行について、発券担保として州通貨監督官に預託された債券の種類は、圧倒的にインディアナ州債（5%利付）が多い。また、おもにインディアナ州債（5%利付）との組み合わせによる利用というかたちで（The Wabash Valley Bank を除く）、インディアナ州債（2.5%利付）およびミシガン州債（6%利付・5%利付）、テネシー州債（6%利付）、ルイジアナ州債（6%利付）、ヴァージニア州債（6%利付）など近隣諸州の州債や、カリフォルニア州債（7%利付）といった遠方州の州債の利用も見受けられる。また、自由銀行の立地状況を見ると、州都インディアナポリス（第1行政区）からは比較的離れた新しい行政区での創設が多い。さらに1854年7月1日付で州通貨監督官が州議会に提出した報告書によると、この時点で自由銀行の総数は、既存の15行に加え31行の新設があり、計46行となる。46行の資本金総額は614万8,837^{ドル}、発券総額は521万9,100^{ドル}にまで膨らみ、正貨の保有総額は80万7,393^{ドル}08^{セント}であった⁵⁷。1853年4月30日の時点から約1年3ヶ月の間に、資本金総額は約2.37倍に、発券総額は約3.5倍にそれぞれ増えていることになる。さらにそこから約5ヵ月後の1854年12月15日の時点で、自由銀行の総数は89行にまで増え、資本

⁵⁶ Esarey [1912] pp.281 - 282.

⁵⁷ Esarey [1912] p.283.

表5 インディアナ州の自由銀行（1853年4月30日時点）

銀行名	所在地	行政区	資本金	発券額	担保債券の総額	担保債券の種類
Bank of Connersville	Connersville	3	500,000	500,000	500,000	インディアナ州債 (5%・2.5%)
State Stock Bank of Indiana	Peru	※14	200,000	128,000	130,301	インディアナ州債 (5%・2.5%)
Government Stock Bank	Lafayette	10	300,000	50,000	50,000	インディアナ州債 (5%)
Merchants' Bank	Lafayette	10	50,000	23,000	31,000	インディアナ州債 (5%・\$5,000) カリフォルニア州債 (7%・\$26,000)
Prairie City Bank	Terre Haute	9	200,000	139,490	139,500	インディアナ州債 (5%・\$133,500) テネシー州債 (6%・\$6,000)
Southern Bank of Indiana	Terre Haute	9	200,000	83,000	85,000	ヴァージニア州債 (6%・\$50,000) インディアナ州債 (5%・\$4,000) ミシガン州債 (6%・\$31,000)
Wabash Valley Bank	Logansport	※14	200,000	62,000	62,000	ルイジアナ州債 (6%)
State Stock Bank	Logansport	※14	500,000	207,000	207,000	インディアナ州債 (5%・\$200,000) ミシガン州債 (5%・\$7,000)
Gramercy Bank	Lafayette	10	100,000	33,694	34,000	インディアナ州債 (5%)
Indiana Stock Bank	La Porte	※13	50,000	50,000	50,156	ミシガン州債 (6%・\$26,156) インディアナ州債 (5%・\$24,000)
Plymouth Bank	Plymouth	※12	50,000	50,000	50,000	インディアナ州債 (5%)
Drovers' Bank	Rome	※11	50,000	50,000	50,000	インディアナ州債 (5%)
Public Stock Bank	Newport	9	100,000	84,000	84,000	インディアナ州債 (5%)
Bank of North America	Newport	9	50,000	25,000	25,000	インディアナ州債 (5%)
State Stock Security Bank	Newport	9	50,000	4,998	5,000	インディアナ州債 (5%)
計 (15行)			2,600,00	1,490,182	1,502,957	

註：金額に係る単位は、いずれも米ドル。担保債券の種類のうち、例えば（5%）は5%利付の意。

出所：Hunt's Merchants' Magazine [1854] pp.490 - 491の掲載データをもとに筆者作成。

なお Hunt's Merchants' Magazine [1854] では、発券額の総計が1,490,128と記載されているが、これは誤りである。

また自由銀行の所在地と行政区との照合に際しては、Map of Indiana Cities [2009] を利用した。なお行政区を示した数字の接頭に※印がついたものは、Map of Indiana Cities [2009] の参照をもとに筆者が推定した位置を示している。

金総額が3,040万^{ドル}、発券総額は929万9,574^{ドル}に達した⁵⁸。1853年4月30日の時点から約1年8ヶ月の間に、自由銀行の総数は約6倍に、資本金総額が約11.7倍に、発券総額は約6.2倍に、それぞれ急激に膨らんだことになる。

ここで表6を見てみよう。表6は、1854年のある時点における自由銀行の業態を示したもので、自由銀行の総数は67に上っている。上述した自由銀行の総数の推移と67というこの総数とから勘案するに、表6は、1854年7月1日から同年12月15日までの間のいずれかの時点の自由銀行の業態が集計されたものと推察される。表6によると、全67行の資本金総額は3,290万^{ドル}で、債券預託の担保をもとに810万4,166^{ドル}分の発券が可能だったのに対し、実際には19行で総額67万6,881^{ドル}分の発券の取消が生じ、742万6,067^{ドル}分の発券が施された。発券担保として州通貨監

⁵⁸ Esarey [1912] p.283. ところで自由銀行の実数について、「2年間で100あまりの自由銀行が創設され、通貨総額は950万^{ドル}以上にのぼり、うち1年以内に56行が破綻した」との先学の指摘があるが (Knox [1903] p.697, p.703, Hammond [1957] p.619). この指摘内容は概ねの数字を示したものであり、正しい数字を示したものであるとはいえない。

表6 インディアナ州の自由銀行（1854年時点）

銀行名	所在地	行政区	資本金	発券額	発券 取消額	担保債券 の総額	担保債券の種類
Bank of Connersville	Connersville	3	1,000,000	834,875	317,194	517,681	インディアナ州債(5%・2.5%) オハイオ州債(6%)
State Stock Bank of Indiana	Peru	※14	300,000	200,300	11,181	189,119	インディアナ州債(5%・2.5%)
Government Stock Bank	Lafayette	10	300,000	91,770	4,560	87,210	インディアナ州債(5%) ミシシッピ州債(6%)
Merchants' Bank	Lafayette	10	200,000	50,000	None	50,000	インディアナ州債(5%)
Prairie City Bank	Terre Haute	9	300,000	207,340	7,357	119,983	インディアナ州債(5%・2.5%) ヴァージニア州債(6%)
Southern Bank of Indiana	Terre Haute	9	200,000	80,600	3,243	77,357	ヴァージニア州債(6%) インディアナ州債(5%) ミシガン州債(6%) ミズーリ州債(6%)
Wabash Valley Bank	Logansport	※14	300,000	208,000	None	208,000	ルイジアナ州債(6%) ヴァージニア州債(6%) インディアナ州債(5%・2.5%) テネシー州債(6%)
State Stock Bank	Logansport	※14	500,000	214,086	36,327	177,759	インディアナ州債(5%) ミシガン州債(5%) ペンシルベニア州債(5%)
Gramercy Bank	Lafayette	10	200,000	102,558	31,238	71,320	インディアナ州債(5%) ルイジアナ州債(6%) ヴァージニア州債(6%)
Indiana Stock Bank	La Porte	※12	250,000	102,348	2,194	100,154	ミシガン州債(6%) インディアナ州債(5%)
Plymouth Bank	Plymouth	※12	100,000	55,182	4,682	50,500	インディアナ州債(5%) ヴァージニア州債(6%)
Drovers' Bank	Rome	※11	250,000	51,844	1,846	49,798	インディアナ州債(5%)
Public Stock Bank	Newport	9	200,000	121,314	11,999	109,314	インディアナ州債(5%・2.5%)
Bank of North America	Newport	9	100,000	60,030	30	60,000	インディアナ州債(5%)
State Stock Security Bank	Newport	9	250,000	100,000	None	100,000	インディアナ州債(5%) ヴァージニア州債(6%) ペンシルベニア州債(5%)
Traders' Bank	Indianapolis	1	300,000	137,566	75,000	62,566	インディアナ州債(5%・2.5%) ジョージア州債(6%)
Western Bank	Plymouth	※12	200,000	100,065	65	100,000	インディアナ州債(5%) ヴァージニア州債(6%)
Canal Bank	Evansville	6	500,000	70,000	...	70,000	インディアナ州債(5%) ミズーリ州債(6%)
Fayette Corporation Bank	Connersville	3	500,000	81,250	...	81,250	インディアナ州債(5%・2.5%) ヴァージニア州債(6%) ケンタッキー州債(6%)
Northan Indiana Bank	Logansport	※14	200,000	100,000	...	100,000	インディアナ州債(5%) ミズーリ州債(6%)
New York Stock Bank	Vincennes	7	500,000	119,000	...	119,000	ヴァージニア州債(6%)
Bank of Indiana	Michigan City	13	50,000	50,000	...	50,000	インディアナ州債(5%) ミズーリ州債(6%)
Elkhart Corporation Bank	Goshen	※11	500,000	320,000	...	320,000	ノースカロライナ州債(6%) ルイジアナ州債(6%)
Steuben Corporation Bank	Angola	※11	500,000	150,000	...	150,000	インディアナ州債(5%・2.5%) ミズーリ州債(6%) ルイジアナ州債(6%)
Crescent City Bank	Evansville	6	250,000	72,098	...	72,098	インディアナ州債(5%・2.5%) ケンタッキー州債(6%)

Indiana Bank	Madison	4	500,000	68,400	...	68,400	インディアナ州債(5%・2.5%) ミズーリ州債(6%)
Central Bank	Indianapolis	1	500,000	323,000	133,400	189,600	ヴァージニア州債(6%)
Bank of Albany	New Albany	5	50,000	86,073	22,561	63,512	インディアナ州債(5%・2.5%) ヴァージニア州債(6%)
State Stock Bank	Jamestown	1	600,000	347,000	10,000	337,000	ヴァージニア州債(6%) オハイオ州債(6%)
Bank of Convington	Convington	?	500,000	155,000	...	155,000	インディアナ州債(5%) ヴァージニア州債(6%) ルイジアナ州債(6%)
Great Western Bank	Terre Haute	9	500,000	139,000	...	139,000	ヴァージニア州債(6%)
Bank of Rochester	Rochester	※ 12or14	200,000	170,000	...	170,000	ミズーリ州債(6%) ヴァージニア州債(6%) ルイジアナ州債(6%) テネシー州債(6%)
N.Y. & Varginia State Stock Bank	Evansville	6	1,000,000	236,000	...	236,000	ジョージア州債(6%) ケンタッキー州債(6%)
Bank of Renssalaer	Renssalaer	※13	500,000	114,000	...	114,000	ペンシルベニア州債(5%) ルイジアナ州債(6%)
Wayne Bank	Logansport	※14	500,000	120,900	...	120,900	ヴァージニア州債(6%) オハイオ州債(6%)
Bank of Attica	Attica	10	300,000	144,492	13	144,479	インディアナ州債(5%) ヴァージニア州債(6%)
Delaware Corporation Bank	Muncie	3	500,000	90,000	...	90,000	インディアナ州債(5%・2.5%)
Bank of Goshen	Goshen	※11	200,000	110,000	...	110,000	インディアナ州債(5%・2.5%) ペンシルバニア州債(5%) ルイジアナ州債(6%) テネシー州債(5%)
Lagrange Bank	Lima	※11	500,000	51,623	...	51,623	インディアナ州債(5%・2.5%) ノースカロライナ州債(6%) ルイジアナ州債(6%) テネシー州債(6%)
Hoosier Bank	Logansport	※14	200,000	49,985	...	49,985	ルイジアナ州債(6%) ミズーリ州債(6%)
Upper Wabash Bank	Wabash	※14	300,000	195,000	...	195,000	ヴァージニア州債(6%)
Perry County Bank	Cannelton	6	500,000	73,000	...	73,000	インディアナ州債(5%) ペンシルバニア州債(6%)
Wayne Bank	Richmond	3	500,000	100,000	...	100,000	ヴァージニア州債(6%)
Farmers' Bank	Westfield	1	200,000	87,152	...	87,152	インディアナ州債(5%・2.5%) ヴァージニア州債(6%) オハイオ州債(6%)
Traders' Bank	Terre Haute	9	100,000	49,998	...	49,998	インディアナ州債(5%)
Kentucky Stock Bank	Columbus	4	50,000	35,496	...	35,496	ミズーリ州債(6%) インディアナ州債(5%) ケンタッキー州債(6%) ジョージア州債(6%)
Farmers' & Mechanics Bank	Indianapolis	1	500,000	50,000	14,000	36,000	ルイジアナ州債(6%)
State Stock Bank	Marion	※11or 14	600,000	55,000	...	75,000	ヴァージニア州債(6%) ルイジアナ州債(6%)
Laurel Bank	Laurel	2	150,000	57,000	...	57,000	インディアナ州債(5%)
Bank of Salem	Salem	5	250,000	100,000	...	100,000	ルイジアナ州債(6%)
Klamazoo Bank	Albion	※11	50,000	50,000	...	50,000	ヴァージニア州債(6%) カロライナ州債(6%)(註)
Farmers' Bank	Jasper	6	100,000	42,500	...	42,500	ペンシルバニア州債(5%)
Bank of Albion	Albion	※11	50,000	41,200	...	41,200	ペンシルバニア州債(5%)

Bank of South Bend	South Bend	12	350,000	100,000	…	100,000	ヴァージニア州債 (6%) ノースカロライナ州債 (6%)
Wabash River Bank	Jasper	6	600,000	300,000	…	300,000	ヴァージニア州債 (6%)
Traders' Bank	Nashville	4	100,000	75,400	…	75,400	インディアナ州債 (2.5%)
Merchants' & Mechanics Bank	New Albany	5	500,000	50,000	…	50,000	インディアナ州債 (5%) テネシー州債 (6%) ケンタッキー州債 (6%)
Bank of Mount Vernon	Mount Vernon	6	400,000	97,414	…	97,414	カロライナ州債 (6%) (註) ジョージア州債 (7%)
Bank of Fort Wayne	Fort Wayne	11	300,000	124,995	…	124,995	インディアナ州債 (5%・2.5%) ヴァージニア州債 (6%)
Northwestern Bank	Bloomfield	8	600,000	300,000	…	300,000	ヴァージニア州債 (6%)
Bank of America	Morocco	不明	500,000	49,128	…	49,218	ペンシルベニア州債 (5%) インディアナ州債 (5%)
Wabash River Bank	Newville	※11	500,000	105,000	…	105,000	ヴァージニア州債 (6%)
Bank of Rockville	Rockville	9	300,000	50,000	…	50,000	ルイジアナ州債 (6%)
Indiana Reserve Bank	Kokomo	不明	300,000	47,996	…	47,996	ヴァージニア州債 (6%)
Farmers' & Mechanics Bank	Renssalaer	不明	250,000	52,000	…	52,000	ルイジアナ州債 (6%)
Huntington Corporation Bank	Huntington	11	300,000	50,000	…	50,000	ヴァージニア州債 (6%)
Brookville Bank	Brookville	2	100,000	85,000	…	85,000	ヴァージニア州債 (6%) インディアナ州債 (5%)
計 (67行)			32,900,000	8,104,166	676,881	7,426,067	

註：金額に係る単位は、いずれも米ドル。担保債券の種類のうち、例えば (5%) は 5% 利付の意。

なお出所データに、The Bank of Mount Vernon の担保債券の種類のうち、「カロライナ州債」との記載があるが、他行の担保債券の種類のところでは「ノースカロライナ州債」との記載が明示されていることから、「カロライナ州債」は、ノースカロライナ州債のことではなく、サウスカロライナ州債のことを指しているものと考えられる。

出所：Hunt's Merchants' Magazine [1854] pp.490 - 491 の掲載データをもとに筆者作成。

自由銀行の所在地と行政区との照合に際しては、Map of Indiana Cities [2009] を利用した。なお行政区を示した数字の接頭に※印がついたものは、Map of Indiana Cities [2009] の参照をもとに筆者が推定した位置を示している。

督官に預託した債券の種類は、1853年4月30日の時点(計8種類)よりも格段に増え、インディアナ州債のみならず、東部・中西部・南部の諸州の州債が幅広く使われている。具体的には、インディアナ(5%利付・2.5%利付)、ミシガン(6%利付・5%利付)、テネシー(6%利付)、ルイジアナ(6%利付)ヴァージニア(6%利付)のこれまでに使用されている7種類の州債に加え、オハイオ(6%利付)、ミシシッピ(6%利付)、ミズーリ(6%利付)、ペンシルベニア(5%利付)、ジョージア(6%利付)、ケンタッキー(6%利付)、ノースカロライナ(6%利付)、カロライナ(6%利付・なおこの州名については表2の註を参照のこと)の各州債が新たに使われ、計15種類もの州債が使用されている。さらに表6に基づいて自由銀行の立地状況を一瞥すると、比較的新しい行政区域での創設に加え、州都インディアナポリスを抱える第1行政区を始めとして、都心に比較的近い行政区域においても満遍なく設立され始めている。自由銀行ならびに自由銀行制度の普及が州域内で着実に進んでいることが窺い知れる。万事無難に事が運んでいるかのようであった。

3. 2 倫理の欠如

ところが、一般銀行法に基づき所定の条件さえクリアされれば誰しも銀行業への参入を自由に行えるようになったことで、州域内の通貨・信用秩序はかえって不安定性が高まるものとなってしまふ。それは、一般銀行法に則るかたちでいわゆる山猫銀行が濫立するという現象が生じたためである。山猫銀行とは、決済・商業中心地から遠く離れた場所に創設され、財務基盤や経営の実態が不明朗な州法銀行のことを指す。山猫銀行は、銀行券の印刷原版の作成依頼に必要な経費(1,000^{ドル}から2,000^{ドル}程度)のみを銀行創設時の初期費用として拠出し、発券益の獲得のみを目論んで、正貨との兌換の保証が不確実なまま発券を執拗に続ける。山猫銀行の多くは、一般銀行法に基づいて州通貨監督官に預託された債券の額面上の総額を2倍から3倍をも上回る金額分の発券を常態化させていた⁵⁹。山猫銀行は、額面上の発券総額に相当する分の各種債券を発券担保として利用するために購入すべく、各種債券の販売を手がける仲介業者と掛け合い額面を下回る割引価格で購入契約を結び、発券担保として州通貨監督官に送ってもらうよう手配する。そして発行した大量の自行銀行券を抱えて州通貨監督官の下に持参し署名をしてもらう。そのあと、発行に必要な手続きを済ませたばかりのその自行銀行券でもって仲介業者に債券購入および州通貨監督官への輸送代など実費を支払い、残りの発券益を懐に入れるというわけである⁶⁰。

正貨との兌換が確実でない銀行券が各地の山猫銀行によって次々と発行されては通貨として市中で横行し、州域内で流通する銀行券の通貨としての価値が落ちることによって、減価した銀行券が市中に滞留してしまう。他方で、経営実態や財務基盤が不明朗な山猫銀行が必ずしも返済の見通しが明確でない融資を次々と行ってゆく。山猫銀行の濫立に伴い、発券のために州通貨監督官への預託が必要なことを背景にして、山猫銀行を含む各自由銀行を中心に、各種債券の購入需要が高まる。そうしたなか、発行元の州の財政基盤や利払いが不安定なため、市場価格において減価が進む州債も現れる。自由銀行によっては、発券担保として州通貨監督官に預託した各種債券について、減価が進むものが現れば現れるほど、発券担保としての価値が下がらざるをえず、そうした自由銀行の財務基盤を脆弱にさせてゆく。さらに、市中での各種債券の売買過程の間に、転売益のみを追求する投機家層が仲介者として次々と割り込んでくるようになる。一部の州債については、額面を大幅に下回る極めて割安な市価でもって投機家によって購入され、自由銀行の創設および自由銀行による発券のために利用された。こうした投機家は、割安な市価で入手できた一部の州債を、発券担保として債券の取得を求めんとする自由銀行に対して、その購入時よりも割高な価格で転売し、差益を稼いでいたものと考えられる。山猫銀行の濫立と、発券担保としての債券売買をめぐる投機家の交錯とが後押しとなって、兌

⁵⁹ Knox [1903] p.702. なお Knox [1903] は、山猫銀行の類いとして、自由銀行を創設し頭取となったはずの農場主が穀物貯蔵室のポテト貯蔵庫の中に銀行資金を蓄藏していた事例や、同様に頭取となったはずの鍛冶屋の主人が貯蔵室の鉄床の下に銭箱を隠し入れていた事例を紹介している (Knox [1903] pp.701 - 702)。

⁶⁰ Knox [1903] p.702.

換の見通しが困難な自由銀行券が濫発される。こうした自由銀行券は通貨として州域内に大量に流通し、兌換がなされないまま減価を続け、市中に滞留する。加えて、兌換性の低い州財務局手形が市中で流通してしまうようになる⁶¹。以上の結果、インディアナ州域内の通貨・信用秩序は、不安定性を募らせ混沌とした状況を膨らませていったのである。

こうした事態を受け、1852年12月1日から始まる会期の州議会において、自由銀行制度に問題ありとの発言が早くも方々から出る。まずは、時の州知事が一般銀行法に対する懸念を示した。1853年1月7日付の年頭挨拶において、Joseph A. Wright 州知事は、一般銀行法に基づく自由銀行制度の導入が失敗であったという衝撃的な公言を発する。自由銀行制度が始まってから僅か半年後のことであった。特に州知事は、正貨との兌換するつもりのないまま自行銀行券を発行し続ける不埒な自由銀行の簇生を問題視する。そのうえで、通貨が不自然に膨張するなか、健全な通貨の発行・流通が現行法の下では難しくなることを彼は強く懸念した。さまざまな投機家が、額面1ドルあたり僅か15セントから50セント程度の範囲内の実費で入手した劣悪な各種債券の束と札束とを携え、各地からインディアナ州にやって来る。投機家はインディアナ州域内で一般銀行法に基づいて自由銀行を創設し、発券用の担保としてその劣悪な債券を州通貨監督官に預託したうえで、その預託の額面上の総額と同等もしくはそれを上回る額分の発券を続け、法外な利益を得ていた。州知事による強い懸念の背後には、こうした憂慮すべき実態があったのである⁶²。さらに州上院議会において、Humphreys 州上院議員（Greene & Owen 地区選出）が、州通貨監督官に対するいわゆる自由銀行の創設の申し込みをこれ以上受け付けることを禁止する旨の法案を紹介する。この法案は州上院の銀行委員会では好意的に受け止められたものの、州上院議会においては23対20の票決で棚上げとなった。また、一般銀行法を撤廃する旨の強行案も出たが、州上院議会においてその賛成票は僅かに11票で却下された。さらに John H. Sullivan 州上院議員（Jefferson 地区選出）が、銀行業にさらなる制限をかける現行法の修正案を提示するが、これも廃案となった⁶³。こうした一連の流れを見ると、自由銀行制度の開始から1年も経たないうちに異論が噴出するけれども、州議会にその改定を実現させるにはまだ力不足で時期尚早であったというかたちである。

州通貨監督官からもひとつの提案が出される。それは、兌換の見通しが不確実な自由銀行券が市中に横行・滞留し通貨としての価値が不安定になっている実状を危険視したうえで、州都インディアナポリスに各種銀行券の兌換を集中して行う中央兌換機関を創設すべしというものである⁶⁴。この構想は、州域内で流通する各種銀行券の兌換ないし決済を集中して行う、いわば

⁶¹ 楠井 [1997] pp.160 - 161.

⁶² Esarey [1912] pp.282 - 283. Helderman [1931] pp.53 - 54. なおそのときの州知事による談話の内容は、以下の通りである。「投機者が片手に銀行券の束を抱えもう片手に債券の束を抱えながらインディアナポリスにやって来ている。一兩日中に彼は、インディアナ州議会によって認可された、自らが法貨と称したものを流通させるために、北部諸州の遠方地に向かうのだ」(Helderman [1931] p.54)。

⁶³ Esarey [1912] p.283.

⁶⁴ Helderman [1931] p.54.

中央銀行的な機能の一端を担う機関を州都に創設するというユニークなものである。のちに、南北戦争を機に連邦単位で進められる国法銀行制度の展開において、国法銀行券の中央兌換機関として、1874年に国庫兌換局が首都ワシントンD.C.に創設されることになるのだが⁶⁵、中央兌換機関の設置という考え方がすでに州単位で、しかも南北戦争前のインディアナ州で早くも登場していたというのは、とても興味深いところである。しかし残念ながら、この先駆的な「中央兌換機関」の設置構想に対して州議会は特に目立った反応を示さず、これもまた画餅に終わってしまう。

州域内の通貨・信用秩序に不安が幾重にも取り巻く実状を打破しようと果敢に立ち向かったのが、The Second State Bank である。The Second State Bank は、特許更新による自らの存続が不透明なまま特許の満了日（1857年1月1日）が着実に迫っていたが、自由銀行制度の展開が進むなかでも自らの業務を粛々と執り行う。実は1852年5月18日付で一般銀行法が成立し自由銀行制度の導入が決まったとき、The Second State Bank の本店銀行の理事達は、特許の期限（1857年1月1日）が迫るなか、特許の満了までの残り少ない時間で過去の法例に照らして一般銀行法の妥当性を検証するのは賢明でない、と考えていた⁶⁶。つまり、The Second State Bank を司る理事達は、特許の満了に伴う自行の廃止という現実と直面するなかで、一般銀行法に基づく自由銀行制度の展開を事実上黙認せざるをえないかたちになってしまっていたのである。1853年には任期満了に伴う総裁選を行う。投票の結果、民主党員の James Morrison から同じく民主党員の Ebenezer Dumont へと総裁が変わる⁶⁷。The Second State Bank の各支店銀行は、兌換の見通しが立たず減価を続けたまま市中に滞留する自由銀行券を次々に入手しては発行元の窓口に表示し、額面通りの正貨との兌換を執拗に求めていった⁶⁸。この作業に加え、The Second State Bank の各支店銀行は、隣接するオハイオ州の交易都市シンシナティに所在の複数のオハイオ州法銀行と、州境を跨いで自由銀行券の兌換作業を提携して行うことを確認する⁶⁹。The Second State Bank によるこうした行動は、開業以来、州域内の通貨・信用秩序の健全性維持に長らく務め、自由銀行制度の導入前まではその健全性維持をきちんと実現してきたのだという矜持が、強く働いたものだと考えられる。またこの行動は、そうした矜持に突き動かされつつ、他方で自由銀行ならびに自由銀行制度の存在に対する批判を込めながら、The Second State Bank が自らの存在感をしっかりと示していこうとしていたことの表れだったのだろう。特許期間の満了日に至るまでの間、通貨・信用秩序の健全性維持を目指し、The Second State Bank の各支店銀行によって正貨との兌換請求のために自由銀行券が発行元に呈示されては兌換が実現されていく。ところが皮肉にも、正貨との兌換を請求された自由銀行の正貨準備が兌

⁶⁵ 国法銀行制度における「中央兌換機関」の構想およびその実現の過程については、大森 [2004] pp.208-217 を参照のこと。

⁶⁶ McCulloch [1888] p.125.

⁶⁷ Carmony [1998] p.324.

⁶⁸ Helderan [1931] p.54.

⁶⁹ Helderan [1931] p.54.

換の実施によってみるみる取り崩されてゆき、そうした自由銀行の与信体力はかえって奪われていくことになる。

さらに輪をかけて、自由銀行の与信体力を奪う出来事が噴出する。1854年5月1日、連邦単位で貨幣・金融市場の突発的な逼迫が生じた⁷⁰。これは、欧州でクリミア戦争が勃発したことを機に、国内外の投資家がアメリカ系企業の保有証券を売却すると同時に、アメリカの硬貨の購入を一斉に図り、その需要が急伸したためである。硬貨の売買に関してその市場価格にプレミアムが付いたため、州境を跨いでブローカーが躍動し、合衆国東部の貨幣市場で硬貨を積極的に購入すべくインディアナ州域内の各自由銀行から預金を次々に引き出していった⁷¹。預金の流出は自由銀行の与信体力を奪い、自由銀行の経営基盤をさらに不安定なものにしていったのである。

自由銀行および自由銀行制度に対する不安と懐疑とが広がるなか、ようやく州議会も重い腰を動かし始める。欧州のクリミア戦争の勃発に起因した貨幣市場の逼迫状況が依然として続くなか、1855年1月4日に州議会が開かれる。このとき Joseph A. Wright 州知事は、遡ること2年前の1853年1月初旬の年頭挨拶の際に示した、自由銀行制度に対する懸念を改めて述べる。そのうえで、州知事はこのときの懸念の払拭に向けた努力が今日まで思うように図られなかったことを悔いる。そして、現行の一般銀行法には欠陥があり州通貨監督官に自由銀行の監督・管理を一任している現状のまずさを訴え、複数の銀行監督官で構成される評議会を伴ったかたちでの銀行局を、自由銀行の監督・管理の主体として勧めた。さらに自由銀行業の実態を精査する共同調査委員会が、州知事の命によって編成される。共同調査委員会が州議会に提出した報告書によって、自由銀行の監督・管理を一挙に引き受けている州通貨監督官ならびにその事務局、つまり州銀行局の劣悪な運営の実態が摘発された。まず、州銀行局による帳簿記載の不備や、発券担保として各自由銀行から預託された債券や利札の保管に不注意な点が見受けられる点が示された。さらに、一部の銀行家と州通貨監督官との間の不誠実な取引が明るみに出された。それはどういうものか。まず銀行家は、一般銀行法に基づいて、自由銀行の創設を申請する際に州通貨監督官に所定の額の債券を担保として預託したうえでその額面上の預託総額と同等の総額の範囲内で発券できることになっている。この手続きの際に、銀行家は、減価の可能性の高い劣悪な種類の債券で預託を行う。手続きを踏まえて発券を行った銀行家が発行済みの自行銀行券をいちど州通貨監督官に戻すようにし、それと引き換えに、担保として預託しておいた金額分を債券で受け取り直す。このとき、当初預託したときの劣悪な種類の債券とは異なり、減価の可能性が低い比較的善良な類いの債券でもって受け取り直されるというものである⁷²。こうした質や市価の差異を巧みに利用した担保債券の授受をめぐる取引が複数の銀行家に

⁷⁰ Harding [1895] p.29. Esarey [1912] p.283.

⁷¹ Esarey [1912] p.283.

⁷² Esarey [1912] pp.284 - 285.

よって重ねられ、劣悪な種類の債券のみが州通貨監督官ないし州銀行局に発券担保の預託として集まってしまうという不測の事態が招かれてしまったのである。

1855年1月7日には、インディアナ州域内で自由銀行を運営する銀行家たちによる代表者会議が州都インディアナポリスで行われた。この会議の目的は、州域内の通貨・信用秩序に対する不安が日増しに高まるなか、市中に流通する夥しい種類の銀行券の選別・分類を行う旨を取り決めることにあった。だが、会議ではその取り決めに果たすことはできなかった⁷³。危急の事態だと察した州議会は、通貨問題を積極的に取り上げる。州上院の銀行委員会では、通貨問題に係るすべての法律を撤廃する旨が報告され、そのうえで既存の法律に代わる新規の法案と、5ドル以下の金種の小額面券の発行を停止する旨の法案とが、投票の実施なしに州議会の議題に上げられるよう準備される。1855年1月30日には、新規の一般銀行法案が州上院議会で紹介され、異議を唱えるための投票も行われないうまま州上院の三読会を通過した。この審議の最中に、似通った内容を備えたやはり新規の一般銀行法案が州下院議会で可決され、州上院議会に送られてくる。州下院議会から送られてきたほうの法案については、州上院議会は幾つかの修正を求めたうえでこれを差し戻し、修正が施されたあと再送される。再送されたこの法案は、36対12の票決で州上院の三読会を通過した。かくして新規の一般銀行法案は、州上院議会にかけられ、43対6の票決で可決・成立した⁷⁴。

ところが、この法案に Joseph A. Wright 州知事が「待った」をかける。拒否教書が州知事によって出され、法案に対する拒否権が州知事によって発動されたのである。彼が拒否権を発動した理由は、以下の諸点にある。第1に、その法案では、各自由銀行の発券担保として預託された債券の類いについてそれを変更する権限を州通貨監督官が占有することになっていたこと。第2に、その法案では、すでに過重な負担を強いられていた州知事や州財務長官や役人にさらなる責任が負われる仕組みになっていたこと。第3に、その法案では、不埒な経営を招いていた自由銀行家を矯正させる仕組みがなかったこと。第4に、その法案の下では、減価した各種債券を買い集めてはインディアナ州域内で自由銀行を創設のうえ発券し、その発行銀行券を現金に換えるかたちで、インディアナ州民を犠牲にして投機家に利益を与える仕組みが野放しになってしまうこと。第5に、州知事自身が、正貨としての金貨や銀貨に信頼を寄せているために価値なき銀行券への署名を拒むゆえのこと。第6に、州通貨監督官による自由銀行への監査が各人に不安を残すものであること。第7に、これまでのあらゆる銀行制度が公衆の信頼を必ずしも得られてこなかったこと。第8に、清算者の手中に入るのが早ければ早いほど、これまでかなりの時間をかけざるをえなかった損失の回収を行う州政府の煩わしさや負担を解消できること⁷⁵。これらの事由を背景に、州知事は、新規の一般銀行法案の成立に対し拒否権を

⁷³ Esarey [1912] p.284.

⁷⁴ Esarey [1912] p.286.

⁷⁵ Esarey [1912] p.286. Shade [1972] p.178.

発動したのである。

だが、この拒否権は州議会によって否決され、1855年3月3日、新規の一般銀行法案の成立が州議会で決議された。従前の一般銀行法に比して、新規の一般銀行法ではおもに以下の6点が改められた。第1に、自由銀行の創設に際しては少なくとも11名以上の出資者を必要とし、自由銀行への出資者はインディアナ州の在住者に限定される。第2に、自由銀行の発券総額の上限が600万ドルに設定される。第3に、発券の担保として州通貨監督官に預託される債券が、6%利付のものに限定される。第4に、自由銀行の日々の業務時間を午前10時から午後3時までとする。第5に、少なくとも1,000人以上の住民のいる町には銀行を設置する。第6に、各自由銀行は州都インディアナポリスに自行銀行券の兌換代理人機関を置く⁷⁶。こうして、自由銀行によるこれまでの乱脈な経営と与信をめぐる不安定性への払拭と、自由銀行制度をめぐる社会不信の払拭とが否応なく図られていったのである。しかしながら、市場価値が殆どない他州の州債までを自由銀行の発券担保として利用することを容認されてしまいうる内容を有した既存の条項の改定がままならなかったりするなど⁷⁷、新規の一般銀行法の制定が自由銀行制度の抜本的な問題解決に十分に繋がることは、凡そ言い得ないものであった。

3. 3 制度混交の継続

新規の一般銀行法の成立が決議されたのとまさに同じ日の1855年3月3日、実はもうひとつの重要な事柄が州議会において決議されている。それは、特許更新の決定の見通しが立たず存続が不透明なまま肅々と業務を続ける The Second State Bank に代わるものとして、やはり特許制に基づく単一の州法銀行、The Bank of the State of Indiana の新設とその特許の交付とが州特別法の可決によって認められるというものである。さきに見たように(本論の2.3を参照)、1851年12月1日に施行された新州憲法の下では、従来からの単一の州法銀行の仕組みと自由銀行制度の仕組みとの並存可能性が謳われていた。だが、州議会や憲法会議などを通じ紛糾を極めた挙句、The Second State Bank の特許更新をめぐる最終決断が曖昧にされたままの状態に陥る。The Second State Bank は1855年1月1日を以って手形割引の業務を停止することとし、それ以降、これまで各支店銀行が通貨として発行した自行銀行券の回収を始めることになる⁷⁸。実はこのときまでにすでに、The Second State Bank を司る本店銀行の理事達は、特許の期限がいよいよ迫るなか、州政府による株式保有なしの状態の特許更新による事業継続が法的には認容されうる環境にあったにも拘らず、熟慮の果てに特許の満了と共に銀行業から撤退することを決めていた⁷⁹。1万ドルの支払いで州議会による特許更新の決議を確約できるという贈収賄に絡んだ提案も寄せられたものの、The Second State Bank はこの提案を毅然と突っぱね、銀行業の撤退を

⁷⁶ Helderma [1931] p.54. Hammond [1957] p.621.

⁷⁷ Throhbrough [1992] p.430.

⁷⁸ Esarey [1912] p.289.

⁷⁹ McCulloch [1888] p.128. Throhbrough [1992] p.425.

決断していたのである⁸⁰。他方で、既述のように自由銀行が増え通貨の発行や与信の面で活性化が進むなか、濫立した山猫銀行による各種銀行券の濫発や、兌換性の低い州財務局手形もまた流通し、州域内の通貨・信用秩序に対する州民の不安が日に日に高まってしまふ。そこで登場するのが、The Second State Bank に代わる新規の州法銀行、The Bank of the State of Indiana の新設構想である⁸¹。この新設構想は、上述した The Second State Bank による銀行業撤退の決断を受けて、The Second State Bank に出資していた主要な株主達の一部が新規の州法銀行の特許交付を求める旨を決定したところから生まれた⁸²。

The Second State Bank に代わる新規の州法銀行の創設に係る運動がはじめて勢いをもって表面化したのは、1854年である。この年、民主党・ウィッグ党の如何を問わずこの運動を志向する超党派の政治集団（主導者は民主党員の Thomas L. Smith 判事）が結成され、州議会において陰に陽に積極的にキャンペーンを展開していた。しかしながらこの政治集団の構成員のなかには、新規の州法銀行が創設された暁にはその銀行の株式の割当における「便宜」が図られることになっていた者もあった。具体的には、彼らには、新規に創設されることになる州法銀行の株式が優先的に割り当てられ、その割り当てられた株式を別の株主や The Second State Bank の役員だった人々に売却して現金を手中に収めるというものである⁸³。こうした「便宜」の事例は、のちに発覚しただけでも13件にも及ぶことになる⁸⁴。うち10件は民主党員が絡むもので、この10名の民主党員の中には、自由銀行制度に反対の意を示しつつも新規の州法銀行の創設に賛成の意を示した、6名の州下院議員と1名の州上院議員も含まれていたのである⁸⁵。

1855年1月31日、支店銀行を抱えた特許制に基づく銀行に関する法案が州上院の三読会にかけられ、特に異論が出ないまま三読会を通過した。1855年2月24日、法案は27対22の僅差の票決で州上院議会において可決される⁸⁶。そして1855年3月3日、The Bank of the State of Indiana の新設と特許の交付とを認めた州特別法が州議会で可決される⁸⁷。これにより、もし The Second State Bank が特許更新できずに消滅の憂き目に遭うことになったとしても、特許制に基づく単一の州法銀行制度と一般銀行法に基づく自由銀行制度との並存という、複数の銀行制度が混交できる状態の将来的な継続が法律上整備されることになったのである。だが The Bank of the State of Indiana の創設にあたっては、かなりの悶着と複雑ないきさつがあった。

民主党員でもある Joseph A. Wright 州知事は、既述のように、既存の自由銀行制度の修正を

⁸⁰ Thrombrough [1992] pp.425 - 426.

⁸¹ 楠井 [1997] は、The State Bank of Indiana（筆者註：The Second State Bank のこと）が1853年まで続き The Bank of the State of Indiana が1855年に創設されたと述べ、「2年間」の空白期間の存在を指摘されている（楠井 [1997] pp.160 - 161）。だがこの指摘は正確ではない。

⁸² Thrombrough [1992] p.426.

⁸³ White [1914] p.336.

⁸⁴ 全13件の「便宜」をめぐる事態内容の詳細については、Esarey [1912] pp.290 - 296を参照のこと。

⁸⁵ Shade [1972] pp.183 - 184.

⁸⁶ Esarey [1912] p.286.

⁸⁷ Esarey [1912] p.288.

迫る新規の一般銀行法の決議に対し、制度自体の棄却を求める観点から拒否権を発動していた。これと同様に、州知事は The Bank of the State of Indiana の新設構想にかねてから反対の姿勢を示し、州議会が行った The Bank of the State of Indiana の新設を容認する旨の決議に対しても拒否権を発動した。拒否権の発動は、The Bank of the State of Indiana の特許規定に係る州特別法案が州下院議会を通過した直後に行われる。州知事が拒否権を発動した理由は、以下の通りである。①The Bank of the State of Indiana は州民の誤解のなかで導入され、この特許に関する特別法案は精査や審議に時間が十分に尽くされていない、②The Bank of the State of Indiana が無制限に発券を行いうる、③今回の特許の内容では、The Bank of the State of Indiana に対し殆どの納税負担が免除されることに加え、州政府による The Bank of the State of Indiana の制御ができなくなっている、④The Bank of the State of Indiana の株式の割当に係る方法が不公平で汚職を招きうる（筆者註；この理由を発した背景に、上掲の「便宜」をめぐる13件の事柄が州知事の念頭にあったと考えられる）、以上の諸事由である⁸⁸。州知事は、銀行の存在自体に懐疑を示し、拒否権を発動して銀行そのものの棄却を求めたということで、いわば州域内に伝統的に根付いてきた「反銀行主義」の考え方を忠実に実践したというかたちになる⁸⁹。

The Bank of the State of Indiana の特許交付を認める州特別法案の決議が州下院議会でなされたとき、州知事は登壇のうえ、特許交付の可決が贈収賄に基づくものだと訴える演説を開始し、騒動となる。上述した、超党派の政治集団への「便宜」に係る数々のいきさつを州知事は「贈収賄」と認識していたものだと考えられる。州知事によるその演説が実施されて以降、銀行特許の交付をめぐる問題は、政治的な論点として州域内の人口に膾炙する。州知事は、株式割当の過程で詐欺的な特性が払拭できない点と、州議会におけるその特許交付の決議に欠席投票があったとしてその手続きに瑕疵がある点とを主たる論争点にして、The Bank of the State of Indiana の編成の無効を法廷に訴える。だが法廷は The Bank of the State of Indiana の特許内容の有効性を支持するとの判断を示し、The Bank of the State of Indiana の編成作業は遮られずに着々と続けられた⁹⁰。かくして The Bank of the State of Indiana の特許の交付に係る州特別法は、上述したように1855年2月24日に州上院議会で可決された。その後、州知事による拒否権の発動を受けて、州上院議会でこの拒否権の妥当性をめぐり審議が行われ、30対20の票決でこの拒否権の行使が否決された⁹¹。こうした複雑ないきさつを経た結果、州議会の閉会日にあたる1855年3月3日付で、The Bank of the State of Indiana の新設および特許の交付がようやく決定したのである⁹²。

⁸⁸ Esarey [1912] p.288. Thronbrough [1992] p.426.

⁸⁹ 「反銀行主義」の考え方については、大森 [2006] pp.121 - 122ならびに大森 [2008] pp.39 - 40を参照のこと。

⁹⁰ Knox [1903] pp.698 - 699. Helderman [1931] pp.54 - 55.

⁹¹ Esarey [1912] p.288.

⁹² Thronbrough [1992] p.67. なおWhite [1914] は、The Second Bank の特許の期間が1859年で満了し、そこから清算手続きに入るなかで The Bank of the State of Indiana の設置法案が可決された、と述べている (White [1914] p.336)。この叙述は誤りである。

州知事はこれまで、自由銀行のみならず The Second State Bank の存続に対しても批判的な姿勢を示し続けてきていた。The Second State Bank の特許期限がいよいよ迫りつつあった1854年早々、その特許の更新を妨害する勢力が台頭してきていたが、州知事はこうした勢力に力添えを行ってきていたのである⁹³。州知事の思惑に沿うかのように、The Second State Bank の特許更新は未決定のまま進む。だが皮肉にも、州知事がかねてから批判していた通りの自由銀行制度の社会的不信と信用不安とが現実を生じた結果、やはり州知事が批判していた特許交付に基づく単一の州法銀行、The Bank of the State of Indiana の新設が、州議会で州知事の拒否権が否決されたうえで承認されてしまい、今度は州知事の思惑通りにはいかなかったのである。

州憲法ならびに州特別法に基づいて、The Bank of the State of Indiana の特許の有効期間は20年と定められた。支店銀行の設置に係る容認数は、かつての The Second State Bank での規定数よりも増えて15から20の範囲内と定められた。The Bank of the State of Indiana の支店銀行の設置場所は、株式の出資者ないし割当者の一覧が示された帳簿公開の場所を設定するという観点から、固定される。支店銀行が設置される予定の各場所において、この帳簿の公開は15分間に限定される⁹⁴。加えて、州通貨監督官に対する定期報告書の提出が義務付けられた。本店銀行は各支店銀行を監査する権限が与えられ、定期報告書には各支店銀行の業況が克明に記載されるものとされた。The Bank of the State of Indiana が行える手形割引の総額は、資本金総額の3倍にあたる金額分まで、ないしは預金総額の3倍にあたる金額分までとされた⁹⁵。また、自由銀行のように、州通貨監督官に預託された債券担保に基づいて弾力的に発券が行える旨の特権が特許で容認された⁹⁶。そして The Second State Bank の仕組みと同じように、各支店銀行は、経営責任や債務を相互に保証しあうものとされた。The Bank of the State of Indiana が抱える全債務については、株主が個人責任を負うことが明確に示された。さらにこれまでの The Second State Bank とは異なり、州政府による株式の保有がなくなり、州財政資金の流入や州政府による州法銀行へのあからさまな介入がなくなった。これは、1851年12月1日施行の新州憲法において「州政府による民間企業への株式保有」が禁止されたことに伴うものである。

かくして The Bank of the State of Indiana の新設と特許の交付とが州議会で承認され、あとは開業日の決定を待つのみとなった。これにより、特許更新の不能で The Second State Bank が今後消滅の憂き目に遭うことになったとしても、特許制に基づく州法銀行制度の形態、ならびに複数の支店銀行を抱えた単一の州法銀行という銀行組織の形態そのものは少なくとも残り

⁹³ Knox [1903] p.698. Thrombrough [1992] p.68.

⁹⁴ Knox [1903] p.698.

⁹⁵ Esarey [1912] p.288.

⁹⁶ Root [1895] p.232の脚注を参照。なおこの脚注において Root は、「この特権は州の制度とみなされなかった」と述べているが、この著述の意図する内容については、本研究の段階では確認できなかったので今後の課題としたい。ところでこの脚注において Root は、The State Bank of Indiana が1855年に特許の交付を受けたと記しているが、これは The Bank of the State of Indiana の誤りである。

うるかたちとなった⁹⁷。それゆえ、州域内の通貨・信用秩序を牛耳っているのではないかという、銀行業の独占性をめぐって准州時代からこれまでインディアナ州域内で脈々と受け継がれてきた伝統的な論議の火種は、この期に及んでもなお完全には立ち消えないままだったのである。

結語

本論では、中央銀行なき時代のアメリカにおいて、のちの中央銀行制度の構築に繋がりうるような通貨・信用秩序を管理する仕組みが連邦とは別に州・地域単位でどう自発的に組成され育まれたのかという問題意識を念頭に置き、黎明期アメリカ・インディアナにおける1842年から1855年までの銀行制度の変容をめぐると実態を探ってきた。本論での追究を通じ、通貨・信用秩序の管理に関しては全米でも屈指の堅牢さをこれまで誇ってきたはずのインディアナの銀行制度が、右往左往のうえ迷走し、あるべき新たな銀行制度の形成に向けて複数の銀行制度が擁立されては混交し試行錯誤を繰り返すという、混沌とした内実が明らかになった。分析結果の概要をここにまとめておく。

全米を脅かした世界恐慌の襲来を経て1840年代に入ると、アメリカ経済の復調と共にインディアナ州の経済も上昇の基調に入る。The Second State Bank による与信や利益の獲得は右肩上がりになり、The Second State Bank は業績を回復させてゆく。だが一方で、インディアナ州ではウィッグ党に代わり民主党が州議会をリードする時代に入る。民主党は、州域内の通貨・信用秩序を管理する The Second State Bank の独占性の拡大を懸念し、既存の銀行制度の改変を志向する考え方を根強く持っていた。州議会での民主党の勢力が強まるにつれ、The Second State Bank の理事や総裁に民主党員の人物が就任したり、一部の支店銀行で経営危機が明るみになったり、支店銀行の新設が州議会で修正のうえなんとか認められても The Second State Bank の理事会が満場一致での容認を決められなかったりするなど、既存の銀行制度の拡張が抑えられる機運や志向が社会的に高まる。この趨勢のなか、州憲法の改定期と重なる絶妙のタイミングで、The Second State Bank の特許更新をめぐると論議が高まる。The Second State Bank の存否を含む既存の銀行制度のあり方は、州憲法の改定をめぐると主要な論題のひとつとして憲法会議の俎上に載せられる。憲法会議では、特許の期限を機に The Second State Bank を廃止する旨の論調がさらに強まる。そして既存のものに代わる銀行制度として、準則主義に基づき所定の基準さえ満たせば万人に銀行創設の機会が開かれるという自由銀行制度の導入論が憲法会

⁹⁷ 奥田 [1926] は、The Bank of the State of Indiana の特許交付の容認について、新州憲法の規定に伴う The Second State Bank の特許更新の存続の困難から（これについては本論の脚注46も参照）、これに代わる銀行の設立と営業の継続とが請願され幸いにも許可されたものと捉えている（奥田 [1926] p.126）。営業の継続ないし継承が両行の間で実際に行われたのかどうかについての探究は、本研究では確認できなかったため、次稿の課題としたい。

議で存在感を増し、議長の制御が利かなくなるほど論戦は白熱さを増す。期限を迎え一方的に打ち切られた憲法会議を経て制定された新州憲法では、州特別法に基づく特許制を踏まえた州法銀行制度のかたちと、一般法に基づく自由銀行制度のかたちとが並存しうる射程を備えた内容の条項規定が示され、複数の銀行制度の展開が法的に基礎付けられた。その後すぐ一般銀行法が制定されて自由銀行制度が導入され、州域内の銀行数は激増する。だが、銀行参入の自由度を上げたことと引き換えに、経営実態の不明朗ないわゆる山猫銀行の簇生や、額面通りの正貨との兌換が怪しい各種銀行券の増発および市中での滞留が招かれてしまう。通貨として流通する一部の銀行券は減価し、州域内の通貨・信用秩序はかえって混乱を極め、全米でも屈指とされたこれまでの厳格な秩序管理と健全性維持がまるで幻であったかのような状態に陥ることとなる。こうした事態を眼前にした The Second State Bank は、特許の期限が刻々と迫りくるなか、総裁選を粛々と執り行ったり、減価し滞留した各種銀行券を回収しては正貨との兌換請求を発行元の自由銀行に対し繰り返し行ったりして、存在感を示す。そして自由銀行制度の展開をめぐる諸問題を解決するために一般銀行法が一部改定され、新規の一般銀行法として制定される。また新規の一般銀行法の制定と同時に、特許の更新が望み薄の状態にあって The Second State Bank の消滅の可能性を見越した一部の超党派の議員集団の運動を通じ、新州憲法に則って、特許制に基づく単一の州法銀行制度の形態の継承が図られ、結果的に The Bank of the State of Indiana の新設および特許の交付が州議会で承認されるに至る。The Bank of the State of Indiana は、複数の支店銀行を抱えた単一の州法銀行の形態、各支店銀行間で経営責任を保証しあう点や、各支店銀行における手形割引の総額規制など、かつての The Second State Bank の展開の過程で培われた仕組みの一部がモチーフとなって参考にされたうえで、特許の更新が行われぬまま消滅の公算が高い The Second State Bank なきあと、それに代わる新規の州法銀行として活動できるよう、予め制度的に準備されることになったのである。

このように、1842年から1855年にかけての黎明期アメリカ・インディアナにおいては、州域内の銀行制度を取り巻くさまざまな思惑や考え方が発達しては交錯し、これまで完璧な通貨・信用秩序の健全性維持を実践してきたはずの既存の銀行制度が苦悶を見せ、あるべき銀行制度の構築を目指して模索に次ぐ模索が重ねられるという、新たな「生みの苦しみ」の時期に入っていたのである。この「生みの苦しみ」が果たしてどういう事態へと結実するのか。そして黎明期のインディアナで自生のうえ育まれ通貨・信用秩序の健全性維持に多大な成果を残した銀行制度の高度な仕組みや経験が、その後のアメリカ中央銀行制度の生成に繋がる過程でどう活かされてゆくことになるのか。これらの点の追究については、次稿の課題としたい。

参考文献

- Carmony, D.F.[1998]*Indiana, 1816-1850: The Pioneer Era*. Indiana Historical Bureau & Indiana Historical Society
- Esarey, Logan [1912] *State Banking in Indiana, 1814 - 1873*. Bloomington, Indiana.
- Golembe, C.H. [1955] "Origins of Deposit Insurance in the Middle West, 1834 - 1866." *Indiana Magazine of History* Vol. 51.
- Hammond, Bray [1957] *Banks and Politics in America*. Princeton University Press
- Harding, W.F. [1895] "The State Bank of Indiana." *Journal of Political Economy*, vol.4.
- Helderman, L.C. [1931] *National and State Banks*. Houghton Mifflin Co.
- Hunt's Merchants' Magazine [1854] *Hunt's Merchants' Magazine*, vol.26.
- Knox, J.J. [1903] *A History of Banking in the United States*. New York Bradford Rhodes & Co.
- Map of Indiana Cities [2009] <http://geology.com/cities-map/indiana.shtml>.
- McCulloch, Hugh [1888] *Men and Measures of Half a Century*. Charles Scribner's Sons
- Myers, M.G. [1970] *Financial History of the United States*. Columbia University Press 吹春寛一訳『アメリカ金融史』日本図書センター、1979年。
- Root, L.C. [1895] "States as Bankers." *Sound Currency* Vol. II, No.10.
- Shade, W.G. [1972] *Banks or no banks*. Wayne State University Press
- Taylor, G.R. [1967] *Jackson versus Biddle*. D.C.Heath & Co.
- Thornbrough, E.L. [1992] *Indiana in the Civil War Era, 1850 - 1880*. Indiana Historical Society.
- White, Horace [1914] *Money and Banking 5th ed*. Ginn and Company.
- 大森拓磨 [2003a] 「ニューヨーク・セイフティ・ファンドの盛衰 (1) - アメリカ連邦預金保険制度の淵源 -」『経済学論集』(東京大学) 第69巻第2号。
- 大森拓磨 [2003b] 「ニューヨーク・セイフティ・ファンドの盛衰 (2・完)」『経済学論集』(東京大学) 第69巻第3号。
- 大森拓磨 [2004] 『サフォーク・システム フリーバンキング制か、中央銀行制か』日本評論社。
- 大森拓磨 [2006] 「黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度 1814-1832年 - アメリカ連邦準備制度の新たな嚆矢として -」『経済理論』(和歌山大学) 第332号。
- 大森拓磨 [2007] 「サフォーク・システムと1837・39年恐慌 - 商業銀行における「最後の貸し手」機能の内生的展開 -」, 柴田徳太郎編著『制度と組織 - 理論・歴史・現状 -』第3章所収, 桜井書店。
- 大森拓磨 [2008] 「黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度 1832 - 1834年 - アメリカ連邦準備制度の新たな嚆矢として (II) -」『新潟大学経済論集』(新潟大学) 第85号。
- 大森拓磨 [2009] 「黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度 1834 - 1842年 - アメリカ連邦準備制度の新たな嚆矢として (III) -」『新潟大学経済論集』(新潟大学) 第87号。
- 奥田勲 [1926] 『米国銀行制度発達史』内外出版。(復刻版) 有明書房, 1988年。
- 楠井敏朗 [1997] 『アメリカ資本主義の発展構造・I』日本経済評論社。